

周防大島町告示第7号

令和7年第1回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月25日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和7年3月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

占部 智子君	浅原 賢潤君
山根 耕治君	栄本 忠嗣君
岡崎 裕一君	山中 正樹君
白鳥 法子君	田中 豊文君
新田 健介君	吉村 忍君
久保 雅己君	小田 貞利君
尾元 武君	荒川 政義君

○3月5日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和7年3月4日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第8号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第10 議案第9号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第10号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第11号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第12号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第13号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第14号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第15号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 周防大島町公告式条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第22 議案第21号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 周防大島町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第25号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第26号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第27号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第8号 令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第9号 令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議案第10号 令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第12号 令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第14号 令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 周防大島町公告式条例等の一部改正について

- 日程第18 議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第18号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 周防大島町B & G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 周防大島町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第25号 油宇集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第26号 小泊集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第27号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について

出席議員（14名）

1 番	占部 智子君	2 番	浅原 賢潤君
3 番	山根 耕治君	4 番	栄本 忠嗣君
5 番	岡崎 裕一君	6 番	山中 正樹君
7 番	白鳥 法子君	8 番	田中 豊文君
9 番	新田 健介君	10 番	吉村 忍君
11 番	久保 雅己君	12 番	小田 貞利君
13 番	尾元 武君	14 番	荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 池永祐美子君 議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 淨孝君	副町長	山中 茂雄君
教育長	星野 朋啓君	病院事業管理者	石原 得博君
総務部長	中元 辰也君	産業建設環境部長	瀬川 洋介君
健康福祉部長	中村 晴彦君	上下水道部長	藤本 倫夫君
統括総合支所長	松村 浩君		
会計管理者兼会計課長			江本 達志君
教育次長	木谷 学君	総務課長	梅木 義弘君
財務課長	岡原 伸二君	政策企画課長	中原 藤雄君
税務課長	宮崎由紀子君	農林水産課長	辻田 建一君
東和総合支所長	田中 政彦君	教育委員会総務課長 ...	小泉 周三君
社会教育課長	山根 一夫君	病院事業局総務課長 ...	木村 稔典君
病院事業局財政課長 ...	岬崎 真也君		

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和7年第1回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、白鳥法子議員、8番、田中豊文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月21日までの18日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から3月21日までの18日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、令和6年12月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（12月・1月・2月実施分）及び定期監査（12月・1月・2月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、系統議長会関係について御報告をいたします。

はじめに、柳井地区広域市町の関係では、令和6年12月24日に招集された柳井地域広域水道企業団議会第2回定例会並びに令和7年2月12日の第1回定例会へ山根議員と吉村議員が出席。令和6年12月26日の柳井地区広域消防組合議会第2回定例会へ岡崎議員が、令和7年2月19日の第1回定例会へ岡崎議員と久保議員が出席いたしております。

また、令和7年1月23日に開催された広域水道企業団議会議員を対象とした講演会には山根議員と吉村議員が参加しております。

次に、山口県の関係では、令和7年2月21日に山口県離島振興市町議会議長会定例会が開催され、令和7年度予算並びに事業計画は全会一致で原案のとおり可決されました。引き続き開催された山口県町議会議長会2月定例会では、令和6年度一般会計補正予算並びに令和7年度一般会計予算の審議が行われ、それぞれ全会一致で可決されております。

その後、全国町村議会議長会自治功労者表彰及び町村議会表彰の伝達式、令和6年度山口県町議会議員研修会が開催され、本町議会から11名の議員の御参加をいただき、講師に全国町村議会議長会の議事調査部部長飯田厚氏をお招きし、議会に関する手続きのオンライン化と会議規則・委員会条例の改正等について研修を行いました。

議会のデジタル化に関する定義の説明から標準会議規則・標準委員会条例の改正等について、議会に関する手続きのオンライン化にかかるその他の条例等の対応並びに議会にかかる手続きのオンライン化等の具体的方法についてなど、多くのことを拝聴いたしました。

今後、法改正の経緯や会議規則の改正の必要性、さらには法改正と会議規則の改正等によって行うことができる手続きについて議会のデジタル化を考え、よりよい方向へ進めていけたらと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 施政方針並びに提案理由の説明・行政報告

○議長（荒川 政義君） 日程第4、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告に入ります。

町長から施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 皆様おはようございます。本日は、令和7年第1回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度一般会計予算をはじめ、各特別会計予算並びに諸議案につきまして御審議いただくにあたり、町政運営に臨む私の基本的な考え方の一端を申し述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

はじめに、日本経済の現状についてであります。内閣府が発表した令和7年2月の月例経済報告によりますと、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとし、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているとの基調判断を行っております。

国における、令和7年度の予算編成についての基本的な考え方として、我が国の経済は、600兆円を超える名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実施し、成長と分配の好循環は動きはじめております。

現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかの分岐点にあるとされていることから、令和7年度予算は、令和6年度補正予算と一体として、経済財政運営と改革の基本方針2024に沿って、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化、防衛力の抜本的強化をはじめとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずることによって、メリハリの効いた予算編成を行うとしているところでございます。

続いて、本町の財政状況についてであります。令和5年度一般会計決算は、町民税増収の影響により過去最大級となった令和4年度決算額に対し、歳入歳出ともに大幅な減額となり、歳入不

足を補うため財政調整基金を13億円取り崩す結果となりました。

次年度への繰越財源を差し引いた実質収支額は約4億円の黒字、経常収支比率は前年度の町民税増収により町税や普通交付税が大幅に減少し48.3%増の115.5%となり、財政構造の弾力性が失われつつあるなど、決して財政に余力がある状況ではないと言えます。

一方、財政の健全性を示す4つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、こちらはいずれも早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は厳しい状況にあるものの、財政の健全性は維持されている状態であります。

また、財政調整基金については、令和5年度末で約84億3,900万円と県内でも屈指の残高保有となっておりますが、令和6年度の現予算における財政調整基金繰入金は13億円強であり、今後、同規模の取り崩しが続けば予算編成を行う余力が少なくなることが懸念されています。

自主財源に乏しい本町ですので、災害対応や今後見込まれる財政需要への備えとして、一定の水準が維持されるよう調整しながらの活用が重要となります。

令和7年度の見通しとして、歳入面では、予算の大部分を担う地方交付税は、総務省の予算概算要求では前年度比1.7%増と算定していることから、令和6年度相当程度の交付額は見込めますが、令和7年度実施の国勢調査の人口は減少が予測され、人口減少対策にかかる急減緩和措置等を考慮しても、令和8年度以降の交付額の増加を見込むことは難しい状況にあると言えます。

歳出面では、維持補修費や人件費の増加、更なる物価高騰の影響が長期化し、先行きを見通すことが困難な状況であり、大変厳しい財政運営が続くと予想されます。

こうした本町財政状況の中、住民生活の向上に資する取り組みや未来を見据えたまちづくりへの意欲的な施策については積極的に進めることとし、財源不足の慢性化を招かないため、事務事業の選択と集中、新たな歳入の確保と支出すべき歳出の見極めを行い、健全な財政運営に努めるとともに、本町の重点政策である、安心・安全づくり、元気づくり、未来の基盤づくり、この3つの取り組みを加速化し、周防大島がいちばんと町民の皆さんに実感してもらえるよう、着実に各種事業を推進してまいります。

それでは、次に3つの重点政策について申し上げます。

1番目は、まちの安心・安全づくりについてであります。

町民の生命や暮らしを守ることは、自治体の最も重要な責務であり、南海トラフ巨大地震や津波、大雨による土砂災害などの自然災害や交通事故、火災、犯罪などへの対策を関係機関や自主防災組織、自治会等の団体と緊密に連携し、本町でどのような災害が起きようとも、一人の犠牲者も出さないことを第一に防災対策に努めてまいります。

また、人口減少や少子高齢化の進展、公共交通対策、環境問題や空家・空地対策、複雑多様化

する住民ニーズへの対応など、本町を取り巻く課題は山積しており、これら多くの課題の解決に向け、議会並びに町民の皆様からの建設的な意見をしっかりと聞き、町の施策等に継続して反映させ、まちの安心・安全づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2番目は、まちの元気づくりについてでございます。

明日の地域を担うのは人であり、町政の大きな柱として島の未来を担う人材育成のために、少子化対策、子育て、教育環境の充実など、さらなる施策を講じてまいりたいと考えております。

同時に、地域の活力源は産業であり、島の強みを生かした観光力の強化や強い農林水産業の育成、地元企業の創業・起業・円滑な事業継承や定住対策などを果敢に進め、地域を活性化させてまいりたいと考えております。

最後に、町の未来の基盤づくりについてでございます。

本町が抱える多くの課題を直視し、町の組織、機構などについては、その時代の社会情勢にあった体制を構築していくとともに、暮らしや産業の基盤となる交通基盤の確保と利便性の向上、防災・防犯対策、医療介護福祉の充実、産業の振興、環境問題など本町が直面する多くの課題を克服するために多くの方からの意見を聞くとともに、国・県との連携を強化し、町の未来に向けた基盤づくりを進めてまいります。

そのようなことから、令和7年度に各分野において新規事業として23事業と拡充事業14事業を計画し、継続事業においてもしっかりと取り組むことで、本町の未来につながる基盤が築け、町民の皆様や事業者の方々のチャレンジを後押しができるものと考えております。

本町が抱える地域課題は様々ございますが、町民の皆様が周防大島がいちばんと実感していただける町づくりの実現に向け、引き続き職員とともに全力かつ夢を持って町政運営に取り組んでまいり覚悟でございますので、町議会をはじめ、関係各位のなお一層の御支援、御協力を何卒お願いいたします。

それでは、周防大島町の令和7年度当初予算案につきまして、お手元にお配りしております令和7年度当初予算（案）の概要により御説明をいたします。

それでは、当初予算（案）の概要4ページをお願いいたします。

令和7年度予算編成においては、長期化する物価高騰や人件費の上昇、金利上昇のほか、公共施設等の改修・更新等、避けることができない財政需要もあり、例年になく経費の増加が見込まれる中、さらに、ゼロカーボンシティの実現やDXの推進など社会的な要請の高い課題への対応も進めていく必要がある一方、歳入における自主財源の増加は見込まれない困難な状況下において、国の補助金や米空母艦載機部隊配備特別交付金等を有効的に活用し、限られた財源を健全財政の維持と各分野のバランスに十分留意しながら、周防大島の安心・安全づくり、元気づくり、未来の基盤づくりにつながるよう、令和7年度の予算編成を行いました。

予算規模は、一般会計及び4つの特別会計と下水道事業特別会計、病院事業特別会計の2つの企業会計を合わせ、総額309億2,848万2,000円、前年度比0.4%の減少となりました。

予算規模の合計額の下に掲載しておりますとおり、水道事業特別会計は、令和7年度から水道事業の経営統合により柳井地域広域水道企業団に予算計上となるため、除外しております。

一般会計は、前年度比3.2%減の154億2,500万円となっております。

歳入においては、地方交付税や地方消費税交付金等は増加を見込みましたが、町税は減収見込みとしており、歳出需要に対し大幅に不足する一般財源は、財政調整基金の繰入で補うという厳しい財源構成となっております。

このような厳しい財政状況の中、本年度も150億円を超える予算規模となりましたが、新規事業にも取り組みながら、本町の未来を考え、周防大島がいちばんと実感していただける町づくりの実現に向けて取り組んでまいります。

一般会計の主な増減要因は、記載のとおりでございます。

5ページは、一般会計と各特別会計の予算の状況をお示ししておりますが、水道事業の予算は、柳井地域広域水道企業団に計上されるため、本表には計上はしておりません。

6ページをお願いいたします。

一般会計の歳入の状況でございます。

1款町税は、1.4%減を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款地方交付税につきましては、前年度の実績見込みや国の地方財政計画等により試算をして計上しており、10款地方交付税は、1.9%増の74億3,000万円を見込んでおります。

14款国庫支出金は、定額減税補足給付金事業の財源となる物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金や、医療・行政Ma a S推進事業の財源となる過疎地域持続的発展支援交付金などの計上により、17.6%増の13億295万円でございます。

15款県支出金は、参議院議員選挙、県知事選挙、国勢調査にかかる県委託金の計上により、8.2%増の8億7,459万5,000円の計上でございます。

18款繰入金は、各基金の繰入でございまして、5.6%増の16億8,769万1,000円となっております。このうち、財源不足を補うための財政調整基金は、14億2,896万1,000円を繰り入れることとしております。

20款諸収入は、自治体システム標準化移行経費等に対するデジタル基盤改革支援補助金の計上などで126.2%増の5億7,890万9,000円でございます。

21款町債につきましては、48%減の14億6,790万円の計上となっております。

学校施設改修整備事業、こちらは小中学校特別教室空調設置等であります。また防災行政無線再整備事業、若者定住促進住宅建設事業等の財源となる過疎対策事業債がその主なものでございます。

減額の主な要因は、令和6年度が合併特例債適用の最終年であったため、基金積立や複数の施設改修事業等の財源として合併特例債を有効活用したためでございます。

以上が歳入の状況でございますが、7ページの下の表に自主財源と依存財源に区分した表をお示ししておりますとおり、町税等による自主財源比率は24.8%と低い状況であり、地方交付税や国庫支出金、県支出金、町債といった依存財源に頼らざるを得ない財政環境となっております。

8ページをお願いいたします。

歳出の状況を目的別にお示ししております。

1款議会費では、令和6年度に計上した議場放送設備更新事業の終了により、3,029万3,000円の減額でございます。

2款総務費では、若者定住促進住宅建設事業、医療・行政Ma a S推進事業、防災行政無線再整備事業、定額減税補足給付金事業などの計上でございますが、合併地域振興基金積立金の皆減により、4.2%減の28億3,344万9,000円でございます。

3款民生費では、0.2%減の25億4,679万2,000円の計上でございます。こども食堂運営支援事業補助金やデイサービスセンター施設等の照明LED化設計業務費を新規に計上しております。

4款衛生費では、新たに带状疱疹ワクチン接種経費を計上したほか、妊婦支援給付金事業、地球温暖化対策実行計画策定経費、経営統合する柳井地域広域水道企業団への補助金等の計上により、57.5%増の15億2,708万8,000円となっております。

5款農林水産業費では、港整備交付金事業の新規計上、海岸保全整備事業費の増加により、25.1%増の8億9,611万1,000円でございます。

6款商工費では、令和6年度に計上したグリーンスティながうらサッカー場の人工芝改修事業や、道の駅サザンセットとうわ改修事業の減により、41.9%減の5億7,511万9,000円でございます。

7款土木費では、道路新設改良事業、排水機場ポンプ更新事業、公営住宅長寿命化計画策定経費等を計上し、前年度とほぼ同額の4億8,669万5,000円となっております。

8款消防費では、洪水ハザードマップ、（その他河川）整備事業の新規計上がありますが、令和6年度に計上した消防可搬ポンプ更新経費の減により、3.3%減の4億8,893万1,000円でございます。

9 款教育費では、小中学校特別教室への空調設備設置工事、小中学校体育館等の照明 L E D 化改修設計業務を新規計上しております。令和 6 年度に計上した B & G 海洋センタープール温水化改修事業費等の減により、1 6. 1 % 減の 1 2 億 8, 6 9 4 万 9, 0 0 0 円となっております。

1 0 款災害復旧費は、前年度と同額。

1 1 款公債費は、1 8 億 2, 1 5 9 万 1, 0 0 0 円。

1 2 款諸支出金には、水道事業を除く各特別会計への繰出金、2 8 億 3, 6 5 2 万 8, 0 0 0 円。

また、1 3 款予備費には、前年度と同額の 3, 0 0 0 万円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

この表は 8 ページの目的別の歳出予算を性質別にそれぞれ分類し、計上したものでございます。

増減額の大きい項目につきまして、まず、人件費は、1 億 6, 8 7 6 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

普通建設事業費は、5 億 4, 8 0 9 万 8, 0 0 0 円の減額となっております。これは令和 6 年度に計上したグリーンスティナがうらサッカー場の人工芝改修事業、B & G 海洋センタープール温水化改修事業等の事業終了によるものです。

物件費は、情報システム標準化整備関連経費や予防接種経費等の増額により、4 億 1, 0 2 7 万 5, 0 0 0 円の増額となっております。

補助費等は、定額減税補足給付金や柳井地区広域消防組合負担金の増額により 1 億 5 8 6 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

積立金は、合併特例債を活用した合併地域振興基金積立の皆減により、6 億 9, 6 8 1 万円の減額でございます。

投資及び出資金の 3 1 0 万円は、柳井地域広域水道企業団に対する過疎対策事業債分の出資金でございます。

1 0 ページは、地方債残高の状況でございます。

1 1 ページには、各基金の状況をお示ししております。

財源調整用の財政調整基金は、令和 7 年度当初予算においては、1 4 億 2, 8 9 6 万 1, 0 0 0 円の取り崩しを予定しております。

続きまして、1 3 ページからは主要事業の概要につきまして、お示しをしております。

なお、令和 7 年 4 月 1 日から、役場の組織・機構を変更することに伴い、掲載事業には機構改革後の課名をお示ししております。

総合計画の 3 つの基本目標であります、1 つ目の自然と共生した快適で活力あるまちづくり、2 つ目の人が元気で活躍するまちづくり、3 つ目の安全・安心で思いやりに満ちたまちづくり、こちらに沿って各事業を分類し、掲載いたしております。

新規事業につきましては、主要事業に掲載しておりますとおり、全体で23事業となっております。

それでは、新規事業を中心にいくつか御紹介をさせていただきます。

13ページの産業の振興の新規事業について、タウンプロモーション事業は、都市部で行われる催事へ出展し、ふるさと納税、移住及び観光など、本町の魅力を都市部で総合的に発信するための経費を計上しております。

14ページの上から3つ目、フェリー航路運賃補助事業は、地域住民の移動手段の確保及び四国エリアからの観光客誘致のため、周防大島松山フェリー株式会社が実施する旅客運賃の割引に対して、町が割引費用の一部を助成いたします。

16ページをお願いいたします。

生活環境の整備の新規事業、宅配ボックス設置促進事業は、再配達で排出される二酸化炭素を削減し、環境への負荷を減らすため、宅配ボックスの購入費の一部を補助します。

その下、拡充事業の2つ目でございます。ゼロカーボンシティ推進事業は、地域脱炭素社会に向けた取り組みの強化を図るため、地球温暖化対策実行計画の策定や子ども向け講座の実施等を予定しております。

そして、一番下の地域公共交通活性化協議会補助金は、地域公共交通活性化協議会とともに地域公共交通計画を推進いたします。

令和7年度は、大島地区の実証運行を本格運行に移行させるとともに、新たに東和地区・橘地区での実証に向けた取り組みを始めたいと考えております。

18ページをお願いいたします。

都市基盤の整備の新規事業、浮島通信環境改善事業は、離島である浮島の通信環境を改善するため、高速通信が利用できる無線機器を整備し、各家庭や学校に安定的な通信環境を提供するものでございます。

19ページをお願いいたします。

定住の促進について、新規事業の移住サポーター制度事業は、地域の人や先輩移住者など様々な方に移住サポーターに登録していただき、移住を検討している方に対して、体験談や具体的な話を聞かせていただくことで、移住に対する不安の解消や具体的な移住計画につなげようとするものです。

拡充事業の若者世帯住宅取得応援事業は、若者世帯が町内に新築住宅又は中古住宅を取得する際の助成を行っていますが、令和7年度からは、子どもが2人以上いる世帯への助成を拡充します。

その下の空家リフォーム助成事業は、令和7年度から、購入物件のリフォームも助成の対象と

します。

継続事業の2つ目、若者定住促進住宅建設事業は、大島地区へ第4期4戸の住宅建設工事等を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

学校教育の関係でございます。

新規事業の一番上の小中学校特別教室空調設備設置工事は、久賀小学校・明新小学校・大島中学校の未整備の特別教室の空調設備設置工事を実施いたします。

4つ目の教育備品等購入事業は、米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用し、各小中学校での教材備品や給食センターにおける機器の充実を図ります。

そして、拡充事業の一番下、部活動改革事業は、教育改革センター主任、主に部活動担当を配置し専門的な指導を行っております。

また、ガバメントクラウドファンディングを活用することで新たな財源確保に努めながら、新しい部の創設等の検討も行います。

22ページをお願いいたします。

一番下の生涯学習の拡充事業、デジタル活用支援事業は、デジタル格差の解消に向け、移動車両によるスマホ教室を行います。さらに訪問型スマホ教室を拡充し、会場までの移動が困難な方や個別に相談したい方へのデジタル活用支援に取り組んでまいります。

23ページをお願いいたします。

文化・スポーツの関係でございますが、B&G海洋センター管理運営事業について、プールはリニューアルオープンし、温水プールとして5月から10月までの利用が可能となります。なお、オープニングイベントも開催する予定としております。

26ページをお願いいたします。

保健・医療の関係となります。

新規事業の一番上、医療・行政Ma a S推進事業は、自宅から役場や病院までの移動手段がなくても行政サービスや医療サービスを享受できるよう、医療・行政サービスの機能を持つマルチタスク車両を導入します。自宅や最寄りの場所で医療・行政サービスを提供することで、生活利便性の維持・向上を図ります。

3つ目の妊婦支援給付事業は、従前の出産・子育て応援給付金事業の経済的支援を名称変更し新たに創設し、出産・育児にかかる経済的支援（妊婦支援給付金）を行ってまいります。

その下の帯状疱疹ワクチン接種事業は、帯状疱疹ワクチンの定期接種化に伴い、65歳の方、60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方、5年間の経過措置として、65歳を超える5歳刻み年齢の方の接種費

用の一部を助成いたします。

人間ドック補助事業、こちらは国民健康保険の30歳以上の被保険者が人間ドックを受診する場合、費用の一部を助成いたします。

28ページをお願いいたします。

継続事業として、2つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、定期接種化に伴い、65歳以上の方等を対象に接種費用の一部を引き続き助成いたします。

5つ目の産婦人科医療事業は、産婦人科医療を提供するため、周防大島町立大島病院に周東総合病院より産婦人科医師を派遣いただき、毎週火曜日の外来診療を行います。

なお、医療Ma a Sとは、通信機器などを乗せた車両が自宅等に赴き実施する遠隔診療ですが、こちらを用いた妊婦健診の実施を目指してまいります。

次に福祉の関係でございます。

新規事業のこども食堂運営支援事業は、食事の提供を通じ、地域住民と子どもが交流し、学習支援や遊びの体験をすることができるこども食堂を実施する団体に補助金を交付し、運営を支援します。

29ページをお願いいたします。

拡充事業の介護人材確保事業は、介護人材の確保に資するため、町内の介護事業所に就職した有資格の介護等従事者に対し、支援金を支給します。

町内の介護事業所から町内の介護事業所への転職は対象としておりませんでした。令和7年度から、事業所の廃止または事業縮小によるやむを得ない転職の場合は対象としてまいります。

続いて、保育所等英語講師派遣事業は、幼少期から英語に慣れ親しみコミュニケーション能力を養うために、町内の全ての保育所を対象に英語学習を実施し、子育てを支援します。令和7年度から、未就園児等の乳幼児から英語に触れ合う機会をつくるため、子育て支援センター等に英語講師を派遣いたします。

30ページをお願いいたします。

防災・消防・救急の関係でございます。

新規事業の洪水ハザードマップ（その他河川）整備事業は、山口県が令和6年度に作成した、その他河川の洪水浸水想定区域図に基づき、町内その他河川のハザードマップを作成し、洪水災害の危険性の周知を図ってまいりますのでございます。

31ページをお願いいたします。

交通安全・防犯の関係でございます。

犯罪や事故防止のための防犯カメラ設置事業、振り込め詐欺をはじめとした、電話による特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的に、購入費の一部を補助する自動通話録音機等購入補

助金についても継続事業として取り組んでまいります。

主要事業につきまして、いくつか御紹介をいたしましたが、それ以外の事業につきましても、後ほど御高覧いただければと存じます。

また、32ページ以降は、米空母艦載機部隊配備特別交付金関連、基金充当事業のほか、町財政の推移を参考資料として掲載しております。

以上が、周防大島町の令和7年度当初予算案の概要でございます。

続きまして、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、報告3件、諮問1件のほか、令和7年度各会計当初予算、令和6年度補正予算、条例の制定、一部改正など合わせて32件であります。

報告第1号から報告第3号は、工事請負変更契約の締結について専決処分したので、これを報告するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号は、令和7年度周防大島町一般会計予算についてであります。

予算総額は154億2,500万円となっております。前年度当初予算比5億1,500万円の減額、率にして3.2%の減となっております。

議案第2号から議案第7号までは、令和7年度各特別会計予算にかかわるものでございます。

議案第2号は、令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算であります。

一般会計から2億2,180万円を繰り入れ、予算の総額は26億2,471万9,000円となっており、前年度当初予算比2億443万3,000円の増額であります。

議案第3号は、令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

一般会計から1億6,492万2,000円を繰り入れ、予算の総額は5億526万8,000円となっており、前年度当初予算比100万6,000円の減額であります。

議案第4号は、令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計予算についてであります。

一般会計から5億5,596万円を繰り入れ、予算の総額は31億8,903万7,000円となっており、前年度当初予算比3,462万2,000円の減額であります。

議案第5号は、令和7年度周防大島町渡船事業特別会計予算であります。

一般会計から2,873万1,000円を繰り入れ、予算の総額は1億5,435万1,000円となっており、前年度当初予算比4,575万6,000円の増額であります。

議案第6号は、令和7年度周防大島町下水道事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を13億2,476万5,000円、支出合計を11億1,470万9,000円とし、資本的予算については、収入合計を17億3,484万

3,000円、支出合計を20億6,787万1,000円とするものであります。

議案第7号は、令和7年度周防大島町病院事業特別会計予算であります。

収益的予算については、収入合計を41億7,682万円、支出合計を47億117万円とし、資本的予算については、収入合計を5億1,106万6,000円、支出合計を11億4,635万7,000円とするものであります。

議案第8号から議案第14号までは、令和6年度各会計にかかる補正予算に関するものであり、決算見込みによる減額補正が主なものであります。

議案第8号は、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）であります。

既定の予算から、3億2,655万3,000円を減額し、補正後の予算を、167億1,924万5,000円とするものであります。

議案第9号は、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）であります。

既定の予算に、4,141万円を追加し、補正後の予算を27億7,612万9,000円とするものであります。

議案第10号は、令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算から、1,926万4,000円を減額し、補正後の予算を4億8,765万6,000円とするものであります。

議案第11号は、令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

保険事業勘定の既定の予算から、1億1,481万2,000円を減額し、補正後の予算を34億1,739万6,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の予算から、387万4,000円を減額し、補正後の予算を711万9,000円とするものであります。

議案第12号は、令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算から、435万円を減額し、補正後の予算を1億1,316万5,000円とするものであります。

議案第13号は、令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的支出予算において所要の補正を行うものであります。

議案第14号は、令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）であります。

業務の予定量、収益的収入及び支出予算並びに資本的収入及び支出予算等において所要の補正を行うものであります。

議案第15号から議案第22号までは、条例の制定、一部改正に関するものであります。

議案第15号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別

割の賦課徴収の特例に関する条例の制定については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、町税条例の特例を定めるため、制定するものであります。

議案第16号周防大島町公告式条例等の一部改正については、令和7年3月31日をもって周防大島町和田出張所を閉鎖するため、周防大島町公告式条例等の一部改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和4年6月17日に公布されました、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律に関し、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることにより、関係条例の条文を改めるものであります。

議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正については、人事院及び山口県人事委員会により、令和6年の給与に関して報告・勧告された、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備についてに対応するため、関連する給与関係条例を一括して改正しようとするものであります。

議案第19号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、周防大島町B&G海洋センタープールの温水化に伴い、料金設定等の見直しをするため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第20号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法等が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についても、栄養士法等が改正されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号周防大島町公共下水道条例の一部改正については、下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更については、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号辺地総合整備計画の策定については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、浮島地域における辺地総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号から議案第28号までは、指定管理者の指定についてであります。

議案第25号は油宇集会施設、議案第26号は小泊集会施設、議案第27号は周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」、議案第28号は周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」、それぞれの施設にかかる指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

以上、各案件につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

そして、行政報告でございます。

この際、2件について行政報告をいたします。

まずは、令和7年4月からの役場の機構についてでございます。

令和7年4月からの役場の機構につきましては、先の令和6年第4回定例会において関連条例の一部改正を上程し審議いただいた際に、概要を説明させていただいたところですが、改めまして、本年4月からの役場の組織・機構について御報告をさせていただきます。

まず、今年度末をもちまして、町立久美保育所を閉所いたします。これにより、町立保育所は全て閉所となります。

次に、たちばなケアプラザ内にあります健康福祉部福祉課にこども家庭班を新設し、改正児童福祉法で努力義務化されましたこども家庭センターを同班内に設置します。こども家庭班では、現在、福祉課民生福祉班が所管いたします児童福祉業務全般と、健康増進課健康づくり班が所管をいたします母子保健業務、そして妊婦、乳幼児健康診査業務、また子育て世代包括支援センター業務を統合し所管いたします。

次に、久賀庁舎の産業建設環境部に地域交通課を新設し、同課に地域交通班を設置いたします。地域交通課は、現在、総務部政策企画課地域振興班が所管いたします離島航路業務と、産業建設環境部商工観光課商工観光班が所管いたします生活交通体系関係業務を統合し、その他の地域公共交通に関する業務も含めて所管することとしています。

最後に、本町水道事業と柳井地域広域水道企業団との統合に伴い、上下水道部水道課を廃止し、上下水道部を下水道部に改めまして、下水道課を下水道班と管理班の2班体制にいたします。

これらの改革は、優先的に取り組むべき施策や多様化する行政課題に対応するためのものであり、効率的かつ効果的な行財政運営の推進に資するものとなるよう、職員一同一丸となって、日々の業務に邁進する所存でございます。町民の皆様はもとより、議員各位におかれましても、引き続き御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、機構改革についての報告とさせていただきます。

2点目でございますが、やまぐちデジタル実装モデル創出業務による移動型医療／行政サービ

ス推進事業の実証実験についてでございます。

やまぐちデジタル実装モデル創出業務の採択をいただきまして、令和6年12月6日から令和7年2月末までの間、移動型医療／行政サービス推進事業の実証実験を実施いたしました。

マルチタスク車両を用いまして、提案企業でありますモネテクノロジーズ株式会社と、周防大島町、町立病院及び町内タクシー事業者が連携して行いましたので、御報告いたします。

医療Ma a S実証実験では、本町の東部を中心にマルチタスク車両を——このマルチタスク車両というのは、箱型の車に端末を付けまして、情報の共有ができるといったマルチタスク車両がありますが、そういった車両を使用し、慢性疾患や眼科の患者を巡回し、町立病院の医師の指示のもと、同乗する看護師が医療機器を操作してデータをオンラインで送信し、医師による診療を行いました。延べ18回で慢性疾患患者7名、眼科患者11名の方が利用されております。

また、妊婦検診にも対応できるよう助産師が車内でエコー検査した画像を大島病院に転送し、その画像を産婦人科医が診療することで、妊婦の移動負担軽減であったり、出産の不安解消に努められるよう模擬実証を行ったところでございます。

医療Ma a S実証実験以外の日には、行政Ma a S実証実験としてマルチタスク車両で町内を巡回し、スマホ教室やマイナンバーカードの申請手続き、健康相談などの行政サービスを提供いたしました。

スマホ教室では33名、マイナンバーカードの申請手続き等では16名、健康相談では11名の方が利用されております。

この実証実験では、マルチタスク車両により地域を巡回し、自家用車を持たない高齢者の方や、車の運転が難しい病気の方に、患者宅や町内施設を訪問し、オンライン診察や行政サービスを提供いたしました。

これにより、通院への不便さを解消し、移動の負担を軽減するとともに、生活利便性の向上を図ることができると確認することができました。

なお、今後は災害時における被災地での移動診療や罹災証明書の発行など、医療行政手続きの拠点として活用する可能性も考えられるところでございます。

この実証実験の結果をもとに、本町における新たな診療の選択肢として、さらに、新たな行政サービスの手法として、令和7年4月以降も引き続き導入してまいりたいと考えており、令和7年度当初予算において、医療・行政Ma a S推進事業として、予算計上をさせていただいております。

以上、2件行政報告をさせていただき、施政方針、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、施政方針並びに提案理由の説明・行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）から、日程第7、報告第3号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）、執行部の報告を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 報告第1号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）の補足説明をいたします。

令和6年度長浦スポーツ海浜スクエア多目的グラウンド人工芝改修工事につきましては、令和6年8月6日に奥アンツーカ株式会社西日本支店と仮契約を締結し、令和6年第3回定例会において御議決を賜り、令和6年9月20日に本契約として工事を施工いたしました。

令和6年6月14日付で、大島郡少年サッカー協会から少年サッカー用のライン設置について要望書の提出があり、町で協議した結果、当初予定していた少年サッカー用のポイントを埋め込む施工から少年サッカー用のラインを引くライン敷設工へ変更したことから、敷設工費が増額となりました。

また、ゴムチップの処分について、処分量が当初の想定を上回ることが判明したため、処分費が増額となったところでございます。

つきましては、原契約の工事請負代金1億9,800万円に317万6,800円を増額した2億117万6,800円とする請負変更契約について、地方自治法180条第1項の規定により、令和7年2月3日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により御報告いたします。

続きまして、報告第2号専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）でございます。

令和6年度道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事の建築工事につきましては、令和6年8月6日に藤川建設株式会社と仮契約を締結し、令和6年第3回定例会において御議決を賜り、令和6年9月20日に本契約として工事を施工しております。

当初、工事車両通行ルートとして予定をしておりました白木公有地海側道路の使用について、

柳井土木建築事務所に問い合わせたところ、大型車両等の工事車両の通行は認められないとの回答があり、工事車両ルートの変更を余儀なくされたため、仮囲いや敷板鉄板の追加などが必要となり、請負代金が増額となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金 7,634 万円に 154 万 4,400 円を増額した 7,788 万 4,400 円とする請負変更契約について、地方自治法 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 3 日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第 2 項の規定により御報告いたします。

続きまして、報告第 3 号専決処分の報告について（変更契約、法第 180 条関係）についてでございます。

令和 6 年度東和小学校バリアフリー改修工事（建築）につきましては、令和 6 年 6 月 7 日に平川建設株式会社と請負契約を締結し、工事を施工しております。

工事施工に際しまして、メンテナンス性を考慮しエレベーターホールに点検口の追加、大型重機搬入時敷地入口を含む構内の舗装養生のための鉄板敷の追加、アスファルト舗装面積の増加等の追加により、請負代金を増額することが必要となりました。

つきましては、原契約の工事請負代金 7,568 万円に 102 万 7,000 円を増額した 7,670 万 7,400 円とする請負変更契約について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 17 日に専決処分をさせていただきましたので、同法同条第 2 項の規定により御報告いたします。

以上で、報告第 1 号から報告第 3 号までの報告を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第 8. 諮問第 1 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となります現委員の光田伸幸氏は、人格・識見ともに高く、教育者としての長年の経験を有するとともに、人権擁護委員としても現在 2 期目であり、精力的に御活動されておられます。詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してありでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護

委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で説明が終わりました。

総務部長より一部訂正がございます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど、報告第3号について金額の誤りがございました。本来、原契約の工事請負代金7,568万円に102万7,400円を増額したと言うべきところを、私、誤って102万7,000円と説明いたしました。正しくは、102万7,400円が正しいものでございます。大変失礼いたしました。

○議長（荒川 政義君） お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、光田伸幸氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、光田伸幸氏を適任とすることに決定しました。

日程第9 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第8号令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第8号、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をいたします。

別冊の一般会計補正予算つづりの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から3億2,655万3,000円を減額し、予算の総額を167億1,924万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算につきましては、各事業の事業費の確定及び精算見込みによる補正及び財源調整並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業の計上が主なものでございます。

それでは、補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

まずは歳入でございます。

1款町税1項町民税1目個人につきましては、申告所得の増加と定額減税による減額の結果、給与特別徴収分及び年金特別徴収分は減少いたしましたが、普通徴収分は大幅な増加となり、8,326万1,000円の増額補正でございます。

2項1目固定資産税につきましては、償却資産申告等に伴い1,044万9,000円の増額補

正となっております。

2 款地方譲与税 3 項森林環境譲与税につきましては、年間交付額の増加見込みによる 9 0 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。

9 款地方特例交付金につきましては、定額減税分を含めた交付金の額の決定に伴いまして、2, 7 5 4 万円の増額補正となっております。

1 4 ページ、1 0 款地方交付税につきましては、臨時経済対策分や給与改定費分などの追加交付決定に伴いまして、1 億 3, 5 9 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料につきましては、駐車場使用契約の減による減額補正でございます。

2 項手数料は、不燃ごみ搬入量の増加に伴いまして、衛生手数料 5 2 万 7, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、それぞれ事業の精算見込みにより、民生費国庫負担金総額 1 2 4 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。

1 5 ページ、2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、離島高校生修学支援費補助金の精算見込み及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付により、総額 8, 0 2 2 万 6, 0 0 0 円の増額補正でございます。

2 目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業補助金の精算見込みによる減額、3 目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金、特定外来生物防除対策事業国庫補助金の実績見込みによる減額、4 目農林水産業費国庫補助金は、海岸保全施設整備事業補助金の精算見込みによる減額、6 目消防費国庫補助金は、住宅・建築物耐震改修等事業交付金の実績見込みによる減額補正でございます。

1 5 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金は、後期高齢者基盤安定負担金、子育て施設等利用給付負担金にかかる事業精算見込みによる調整といたしまして、総額 7 3 3 万 2, 0 0 0 円の減額補正となっております。

1 6 ページ、2 項県補助金 1 目総務費県補助金、2 目民生費県補助金につきましては、それぞれの事業の確定若しくは精算見込みによる減額補正でございます。

4 目農林水産業費県補助金につきましては、それぞれの事業の確定若しくは精算見込みによる調整となっております。大きな増減といたしましては、補助金割当の縮小による農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 9 2 8 万 2, 0 0 0 円の減額、補助金の追加内示に伴う水産物供給基盤機能保全事業補助金 2, 7 0 0 万円の増額でございます。

5 目商工費県補助金、6 目消防費県補助金、7 目教育費県補助金につきましては、それぞれ事業の確定若しくは精算見込みによる調整でございます。生活バス路線対策事業補助金の

214万7,000円の増額を除き、減額補正となっております。

17ページ、3項県委託金1目総務費県委託金は、衆議院議員選挙事務の完了に伴う減額補正でございます。

3目衛生費県委託金は、新たな対象者見込みを受けての不妊治療等助成申請受付業務委託金の計上でございます。

5目商工費県委託金は、片添ヶ浜海浜公園指定管理料に対する電気代等高騰分として、69万円の増額補正となっております。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子のほか、各基金の利子の調整でございます。

18ページ、2項財産売却収入1目不動産売却収入につきましては、公売により売却が確定となった1件分の追加計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金3億5,149万8,000円の減額補正をはじめ、基金事業それぞれの精算見込み、対象事業における入札減等に伴う減額調整となっております。

19ページ、20款諸収入3項貸付金元利収入につきましては、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる減額でございます。

4項雑入につきましては、次世代自動車等促進対策費補助金55万円の追加計上、単価上昇などによる空き缶売却代金の増収、ごみ収集袋販売やビーチバレー大会の参加者実績による減額、中山間地域等直接支払交付金事業の過年度事業精算に伴う一部返還金が主なものでございます。

20ページ、21款町債につきましては、各事業の確定または精算見込みによる増減調整を行っております。

続きまして、22ページからは歳出でございます。

主な事由につきまして御説明いたします。

1款議会費につきましては、議員期末手当の率の確定に伴う減額、入札による議事録作成費の減額、研修や町人会等の中止による減額が主なものでございます。

2款総務費1項総務管理費につきましては、会計年度任用職員経費や公用車運転業務の減額並びに入札による公用車購入費の減額などによる行政一般管理経費の減額補正となっております。

23ページ、2目文書広報費、広報広聴事業費につきましては、町広報誌の印刷実績による印刷製本費の減額、防災行政無線施設管理事業費につきましては、防災行政無線の再整備工事等の入札減による工事請負費等の減額、24ページ、地域情報通信基盤整備推進事業は、フリーWi-Fi設置業務の入札減及びCATV加入促進事業補助金の件数見込みによる減額補正となっております。

3 目財政管理費は、地方債借入手数料の減額でございます。

5 目財産管理費、財産管理一般経費につきましては、建物共済掛金の不用額見込分の減額、基金管理経費につきましては、それぞれ基金の利子額の調整による増額補正となっております。

なお、減債基金の積立金につきましては、追加交付となった普通交付税のうち、臨時財政対策債償還分の前倒し交付相当分 4,384 万 4,000 円が含まれております。

また、25 ページ、森林環境整備基金につきましては、利子の増額補正に加え、森林環境譲与税の見込額から事業実績見込を差し引いた額を年度末に積み立てるための追加補正を含んでおります。

6 目企画費、企画一般経費及び離島振興事業費につきましては、実績見込みによる減額となっております。

26 ページ、定住対策事業につきましては、若者世帯住宅取得応援事業の実績見込みによる報償費及び補助金の減額が主なものでございます。

空家対策事業及び 27 ページ、空家有効活用事業につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。

若者定住促進住宅建設事業につきましては、明新住宅第 4 期分の用地造成工事の入札結果による工事請負費の減額及び登記業務不用額の減額でございます。

7 目支所及び出張所費、久賀支所管理経費につきましては、久賀庁舎空調機器改修工事、下水道接続工事等の不用額見込みの減額、大島支所管理経費につきましては、会計年度任用職員経費の減額のほか、大島庁舎屋根塗装改修工事の完了に伴う工事請負費の減額が主なものでございます。

28 ページ、東和支所管理経費につきましては、和田郵便局に設置のキオスク端末にかかる備品購入費の不用額の減額、道路等維持管理経費——これは橘支所でございますが——町道の追加的な補修等を行うため、100 万円の工事請負費の増額補正でございます。

8 目電子計算費につきましては、電算システム管理事業費におけるガバメントクラウド回線の利用体制の変更、そのほか入札減などの不用額による減額補正でございます。

29 ページ、9 目地域振興費、地域づくり活動支援補助金及び自治会振興奨励金につきましては、実績見込みによる減額、町人会経費につきましては、近畿大島会の開催中止及び近畿東和会の解散による減額。

30 ページ、集落支援員経費につきましては、退去に伴う住居借上料の減額となっております。

10 目交通安全対策費につきましては、交通安全指導員の 1 名減による減額補正でございます。

2 項徴税费は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業である定額減税補足給付金事業における事業実績見込みにより、委託料及び給付金を減額するとともに、国庫補助金の追加交付

に伴う財源調整を行っております。

31ページ、3項戸籍住民基本台帳費につきましては、会計年度任用職員の経費の調整、マイナンバーカード申請支援業務の実績見込みなどによる減額補正となっております。

4項選挙費につきましては、町長選挙経費及び33ページの町議会議員選挙経費並びに34ページ、衆議院議員選挙経費の実績確定による減額補正でございます。

36ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保育等物価高騰対策支援金給付事業につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた介護施設等に対し支援金を給付するため、3,269万円の新たな計上となっております。

重点支援給付金事業（非課税等対象拡充分）については、事業実績見込みによる減額とともに、国庫補助金の財源調整を行っております。

37ページ、2目障害福祉費につきましては、障害者就労訓練施設通所交通費助成事業や移動支援事業などの障害福祉サービス関連事業の実績若しくは実績見込みによる調整でございます。

3目老人福祉費につきましては、38ページ、老人保護措置費の実績見込みの減、敬老会事業の完了に伴う不用額の減、緊急通報システム利用台数の減による減額補正が主なものでございます。

5目介護保険対策費は、介護予防一般経費、介護人材確保事業、離島介護渡船料助成事業における実績見込みに伴う減額補正となっております。

39ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、実績見込みによる子育て施設等利用給付事業の減額でございます。

3目母子福祉費、児童扶養手当事業につきましては、事業実績見込みに伴う減額、母子・父子自立支援相談事業は、人員配置に伴う会計年度任用職員経費の皆減となっております。

40ページ、5目保育所運営費につきましては、私立保育所運営経費における各種補助金の実績見込みによる減額でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子健診事業につきましては、実績見込みによる妊婦健診委託料の減額補正、2目予防費、検診事業につきましては、受診見込み者数の減に伴う委託料の減額でございます。

41ページ、3目環境衛生総務費につきましては、環境衛生総務一般経費におけるアルゼンチンアリ殺虫剤購入数量の減やゼロカーボン推進関連事業の実績に伴います減額補正、施設維持管理費における伊保田港トイレ浄化槽撤去工事の延期などによる減額補正となっております。

4目火葬場費につきましては、大島斎場における光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

4 2 ページ、2 項清掃費 2 目じん芥処理費につきまして、じん芥処理経費は、ごみ袋購入費、ごみ収集処理、水質検査などの入札結果による減額、じん芥処理施設管理経費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額、焼却灰搬出量の減による委託料の減額が主なものでございます。

不燃物処理施設管理経費は、修繕見込みの減、その他プラスチック等の運搬処分量の減に伴う委託料の減額となっております。

4 3 ページ、3 目し尿処理費は、し尿処理経費における修繕費の減額、し尿処理施設管理経費における光熱水費の年間見込みによる減額や脱水汚泥搬出量の減による委託料の減額が主なものでございます。

5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費につきましては、農地利用最適化推進活動実績の減などによる報酬の減額、農家台帳システム移行業務の内容変更などによる委託料の減額となっております。

4 4 ページ、3 目農業振興費につきましては、農業振興対策一般経費は、農業部門における事業承継者支援金の実績見込みによる減額でございます。

担い手総合支援事業は、交付対象者の確定に伴う新規就農者確保事業（経営開始型）補助金の減額及び国の採択時期により令和 7 年度開始になったことに伴う、新規就農者確保事業（新規就業定着支援）補助金の皆減となっております。

特産対策事業につきましては、各事業補助金の実績見込みによる減額となっております。

4 5 ページ、中山間地域等直接支払事業は、過年度事業分の精査結果を受け、償還金 2 万円を新規計上、産地形成促進施設管理運営経費につきましては、施設の下水道接続にかかる設計内容の見直しに伴う減額補正でございます。

5 目農地費、県営農業基盤整備事業につきましては、県営建設事業にかかる精算見込み及び国庫補助金の追加交付に伴う負担金の増額により、総額 1,502 万 3,000 円の増額補正となっております。

ため池等管理経費は、補助金配分の減額による実施箇所の減少に伴う測量・設計・監理業務の減額、多面的機能支払事業につきましては、実績見込みによる減額でございます。

4 6 ページ、2 項林業費 1 目林業総務費、有害鳥獣捕獲事業につきましては、実績見込みによる有害鳥獣捕獲委託料及び鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の減額となっております。

地家室園地施設管理事業につきましては、環境講座講師謝礼などの実績見込みによる報償費の減額が主なものでございます。

2 目林業振興費は、森林組合による間伐実施がなかったことによる造林事業等負担金の皆減、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度による事前調査、測量及び間伐工事の減少による減

額補正となっております。

47ページ、3項水産業費2目水産業振興費につきましては、新規漁業就業者確保育成推進事業補助金及び承継者支援金の実績見込みによる減額補正でございます。

3目漁港管理費につきましては、補助金の追加内示に伴い、日良居漁港日前防波堤工事及び油田漁港情本浦物揚場の機能保全工事など、事業の進捗を図るため、工事請負費総額5,430万円を新たに計上しております。

4目海岸保全事業費は、国庫補助金の当初分の減額及びその後の追加内示に伴い、委託料、工事請負費の調整を行っております。

6款1項商工費1目商工総務費につきましては、消費者行政事業におけるパンフレットの入札結果による減額、旧ウインドパーク管理経費につきましては、実施不要となりました建築基準法適合状況調査及び調査報告書作成業務を皆減とする補正となっております。

48ページ、2目商工業振興費につきまして、商工振興事業は、事業承継者支援金の実績見込みによる減額、労働者福祉対策事業は、中小企業勤労者小口資金貸付金の実績がなかったことによる貸付金の皆減でございます。

バス交通対策事業につきましては、会議等の開催実績による報償費の減額のほか、生活交通路線維持負担金の対象実績額の確定に伴う1,132万8,000円の増額補正となっております。

物価高騰生活支援クーポン券事業は、物価高騰が続く中、町民の生活を支援する目的で、町内居住の方それぞれに5,000円分のクーポン券を配付する事業として、委託料等の事務的な経費も含めまして、総額7,475万7,000円を新たに計上しております。

なお、財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用しております。

49ページ、3目観光費、観光一般経費につきましては、サザンセット・ロングライドinやまぐちが中止になったことに伴う報償費の減額、体験交流型観光推進事業は、プロモーション活動の一部中止、人件費の減少など、補助対象経費の減少に伴う減額補正でございます。

竜崎温泉管理運営経費につきましては、調査分析業務の内容見直しに伴う委託料の減額のほか、温泉設備の故障に伴い、温浴施設において一部水道水を使用することとなったため、指定管理者が負担した上下水道料金に対する補償金として、令和6年度分179万6,000円を追加計上しております。

ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費につきましては、サッカー場人工芝改修工事の契約額の確定に伴う工事請負費の減額、陸奥記念館等管理運営経費は、人件費の調整、POSレジシステム保守が導入初年度は無料となったこと等により、減額補正となっております。

50ページ、総合交流ターミナル管理運営経費につきましては、POSレジシステム保守が導

入初年度は無料となったこと、券売機リース料の指定管理者対応、キュービクル改修工事の入札減による減額補正でございます。

公園等管理経費は、片添ヶ浜海浜公園管理業務（電気代等物価高騰分）として県から受け入れる歳入額について、委託先に支払うための追加計上を行いますとともに、久賀港公衆トイレの下水道接続が延期となったことに伴う工事請負費等の減額となっております。

ふるさと館管理運営経費は、下水道接続が延期となったことに伴う委託料、工事請負費、下水道受益者分担金の減額でございます。

5 1 ページ、星野哲郎記念館管理運営経費につきましては、実績見込みによる広告料の減額、POSレジシステム保守が導入初年度は無料となったことによる委託料の減額、沖家室シーサイドキャンプ場管理運営経費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額補正となっております。

7 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう維持費につきましては、入札結果等による登記業務及び工事請負費の減額、街灯管理事業につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額、工事請負費の不用見込額の減額でございます。

5 2 ページ、2 目道路新設改良費につきましては、補助金配分の減額に伴う委託料及び工事請負費の減額調整、県事業負担金（道路等）につきましては、県営建設事業の精算見込みにより、負担金 1 0 0 万 4, 0 0 0 円の追加補正となっております。

3 項河川費 1 目河川管理費につきましては、光熱水費の年間見込みによる減額でございます。

2 目河川建設費につきましては、河川整備事業は入札結果による工事請負費の減額、県事業負担金（河川）は、県営建設事業の精算見込みにかかる負担金の調整でございます。

5 3 ページ、4 項港湾費及び 5 項都市計画費につきましては、県営建設事業の精算見込みにかかる負担金の調整となっております。

5 4 ページ、6 項住宅費につきましては、下水道接続工事にかかる監理業務や手数料、発電機使用料などの不用額見込みの減額が主なものでございます。

8 款 1 項消防費 2 目非常備消防費につきましては、県実施の県防災行政無線再整備事業の費用確定に伴う負担金の調整となっております。

5 5 ページ、4 目災害対策費につきましては、実績見込みによる木造住宅耐震改修補助金、自主防災組織防災資機材整備補助金の減額が主なものでございます。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費につきまして、教育総務一般経費は、基金利息の積立額の調整でございます。学校教育一般経費は、実績見込みによるスクールカウンセラー派遣にかかる報償費の減額、複写機更新に伴うコピーパフォーマンス料の減額、派遣指導主事負担金の減額調整となっております。

56ページ、特別支援教育支援事業、適応指導教室事業、SSW派遣事業の各事業につきましては、支援員等の勤務実績見込みによる報酬、報償費、旅費の減額補正でございます。

検定支援事業につきましては、受検人数が当初見込みに対し少ない実績となったための減額補正、学校統合経費につきましては、小中学校統合に関する町民意識調査業務の完了に伴う委託料の減額となっております。

57ページ、スクールバス管理運営経費につきましては、スクールバスラッピング業務の事業内容変更に伴う委託料の減額及び予定していたスクールバス購入が実現しなかったことによる備品購入費の皆減でございます。

英語教育推進事業は、台風接近によりイングリッシュセミナーが中止になったことに伴い、補助金の減額補正となっております。

外国青年英語指導事業につきましては、ALTの勤務実績による旅費の調整及び渡航費用負担金の不用額の減額、部活動改革事業につきましては、部活動指導員の勤務実績による人件費の減額でございます。

58ページ、2項小学校費1目学校管理費につきましては、小学校施設管理経費は、各小学校における新年度までの対応が望ましい追加修繕対応といたしまして、修繕費102万5,000円などの増額補正でございます。

小学校施設改修事業費につきましては、東和小学校のプール改修工事の事業完了による工事請負費の減額、小学校各種検診業務事業につきましては、フッ素洗口などの実施人数の実績により、委託料の減額となっております。

2目、教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

3項中学校費1目学校管理費につきましては、中学校施設管理経費は、大島中学校の空調機ファンモーターの不良対応として、修繕費10万2,000円を増額計上しております。中学校各種検診業務事業は、フッ素洗口などの実施人数の実績により、委託料の減額となっております。

59ページ、2目教育振興費につきましては、就学援助費の実績見込みによる減額でございます。

4項社会教育費2目公民館費につきましては、久賀公民館管理運営経費における光熱水費の減額及び入札結果による備品購入費の減額、棕野公民館管理運営経費における公共下水道への接続に伴う浄化槽維持管理経費の減額が主なものでございます。

60ページ、3目図書館費につきましては、図書システムにかかる購入額の確定に伴う備品購入費の減額となっております。

5項保健体育費1目保健体育総務費につきましては、大島郡体育協会運営経費は、中止となった郡水泳大会にかかる委託料の減額、登録人数が見込みより少なかったことによるスポーツ少年団

加盟単位団活動助成金の減額、サザンレク片添ビーチバレー大会事業につきましては、大会運営経費の精算に伴う減額補正でございます。

61ページ、3目学校給食費につきましては、不良備品や水漏れ等対応修繕費として、久賀学校給食センター管理運営経費に52万5,000円、大島学校給食センター管理運営経費に28万2,000円、橘学校給食センター管理運営経費に46万4,000円の追加補正を計上しております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、地方債を減額する財源調整でございます。

62ページ、11款1項公債費1目元金は、実績見込みによる長期借入金元金26万8,000円の増額でございます。

2目利子につきましては、実績見込みによる長期借入金利子1,420万6,000円の減額となっております。

12款諸支出金は、各特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整として、総額2,735万5,000円の減額補正でございます。

なお、病院事業特別会計繰出金につきましては、エネルギー価格高騰支援としての681万9,000円が含まれておりまして、その他繰出金の調整により、合計として220万9,000円の追加補正でございます。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続きまして、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

7ページは、地方債補正となっております、河川債、港湾債、消防債、過疎対策事業債、合併特例事業債、公共土木施設災害復旧事業債の補正に伴いまして、限度額の変更を行うものでございます。

以上が、令和6年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） それでは、物価高騰生活支援クーポン券事業について伺いたします。

過去に2回、こういったクーポンの事業がございました。令和3年度については、コロナ対策として、町民の生活及び町内の商工業者の活性化を図ることを目的として実施されました。その際、回収率が95.9%。

それから、令和4年度については、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面している町民及び事業者への支援として実施されました。その際、回収率が93.8%ということでございました。

どちらも町民の皆様、事業者の皆様にとっても大好評ということだが、しかし、若干使い勝手が悪い面がございました。私も常任委員会等で御提言申し上げたこともありますけれども、今回そのあたりの改善はされたのかどうかをまず伺います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 過去実施したクーポン券、いろいろな制限といいますか、使い方を設けておりました。

例えば、1,000円以上で500円券が1枚使える。それから前々回では、大型店舗で使える枚数を制限したり、いろいろな制約と言っているのかどうか分かりませんが、設けておりました。それはなぜかという、町民の方への支援と同時に商工業への支援も含めて考えておりましたので、そういうやり方をしてまいりました。

しかし、今回はまさに町民の方への生活の支援、これを大きな柱としていますので、使い勝手がいいようにしたいということで、単純に言いますと、500円のものを500円券を使って買えるという形になります。

ただ、これは町民の方や事業者の方にもお知らせはしっかりしなければいけないのですが、今、便宜上、500円のものを500円券でと言いましたが、正確には501円以上のものを500円券を使って買うことができるということになります。500円ぴったりのものは500円券を使えないということだけは、御理解をいただきたい。

これはなぜかという、商品券扱いということになってしまうと、町民の方への郵送料が4倍、5倍になってしまいますので、あくまで割引券、クーポン券という形を取り、501円以上で500円券が1枚使える、1,001円以上で500円券が2枚使えるということをやり方として考えております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 一を知ったら十を知る、かゆいところに手が届く、こういった言葉がありますけれど、次に質問をしようと思っていた答えまでいただいてしまいました。

過去の実績で、町内で200店舗以上登録店舗がありまして、地域の中でも使いやすいということもありましたけれども、やはり移動手段を持たない方というのが使いづらいという面もございました。

今回については、さらに拡大していただきまして、今はやりの移動販売の店舗であるとか、そういったところも使えるような展開をしていただきたいと思います。

それから1つ、先ほどの説明、中元総務部長の説明の中で、1つ気になったことがありますて、竜崎温泉管理運営経費の件ですが、補償金ということで179万6,000円、施設の故障により水道水を沸かして、温泉というか浴場として営業しているということでありまして、これ修理しなければならないと思うのですが、今後の展開、現在この179万円については、おそらく年度末までの計算であろうとは思いますが、今後これをどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 現在の状況は、今、吉村議員のおっしゃったとおり、一部水道水に替えて、露天風呂だけが源泉を使用して運営はできております。

ただ、内湯といいますか、中の湯に関しては、水道水に切り替えてやっております。これは老朽化による漏水により、配電盤が駄目になったことによる措置でございます。

今回計上しておりますのは、2か月間の水道料が通常よりかかった分の補償費ということであっております。

今後の展開といいますか、今後の方向性は、令和7年度の当初予算で配電盤の修理ではなくて、つくり替える必要があるということで、その予算は計上しておりまして、当初予算を御議決いただきましたら、令和7年4月1日すぐに執行して配電盤をつくり替えたいと思っています。

ただ、発注から2か月近くはかかると言われておりますので、当初予算に計上しておりますのは、配電盤の修繕費プラス、配電盤が設置完了になるまでの水道料の補償も計上をしているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 竜崎温泉については、私も近くに住んでおりますので、今、様々な声が届いています。

今、水道水を沸かしているということで、湯の温度が上がらないということです。湯がぬるいので、湯舟につかってもなかなか上がることができないという声もたくさんいただいておりますので、新年度予算の関係がありますけれども、しっかりとなるべく早い対応をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 46ページの地家室園地施設管理事業の報償費50万円、環境講座の講師の謝礼の減額ということだったのですが、当初は何回講座を予定し、何回実施されたのか、そこを御説明ください。

48ページの生活交通路線維持負担金が増額になっていますが、実績に伴う増ということだっ

たが、この1,132万8,000円というのは、いつどういう算定方法でこの金額が決まったのか、そこの御説明をお願いします。

57ページのスクールバス管理運営経費について、スクールバスが購入できなかったから減額ですという御説明だったのですが、これなぜ購入できなかったのか、購入しなくてよかったものなのか、その辺もあわせて御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 御質問1点目の地家室園地施設管理事業の報償費の減額についてです。

基本的に5回ほどの講習等を予定しておりました。実際に4回は実施しておりまして、環境専門家講演会が実施できなかったのも、その分の謝礼についての減額が出ております。

それから、2点目の生活交通路線維持負担金についてですが、これは町内を走るバスについての赤字分の補填、少し言葉が悪いのですが、そういう形になります。

バスというのは、10月～9月会計ですので、どうしてもこの時期になってくるということで、毎年のことにはなるのですが、補正にて精算をさせていただいているという現状でございます。

○議長（荒川 政義君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） お答えいたします。

今年度のスクールバス購入を見送った理由につきましては、教育委員会が対象車両とする仕様につきまして、ディーラーの諸般の都合によりまして、私どもが指定する指定納期までの納車が不可能であるということが判明したため、やむなく中止したことによるものでございます。

令和6年4月2日付で見積りをディーラー2社に依頼したところですが、そのうちの1社につきましては、国の認定試験で不正が発覚したため生産停止中であり、操業再開のめどが立っていないという報告がある中で見積書の提出がございましたが、教育委員会が希望する納期までには納車できる保証はないという連絡をいただいたことによりまして、今年度の購入を年度当初の段階では一旦見送ったということになっております。

購入を中止したということになりますと、この油田久賀線という路線につきましては、油田地区から周防大島中学校へ通学する生徒が利用する車両で、令和6年11月以降から令和7年1月末まで冬季限定で増便運行する車両となるのですが、そのため納期の指定を令和6年10月末とすることがございました。

中止を決定した段階で、購入車両がないということで台数不足ということになりますので、今回の新車にあわせて、令和6年4月末で廃車とする予定であった予備車の車検を受けることにいたしまして、代替車両を確保することで緊急対応をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地家室園地施設管理事業の報償費を5回分の予算見積りをして4回分の実施。1回分は実施しなかった理由は何でしょうか。端的にお答えいただきたいと思います。

それからスクールバスについて、年度当初にディーラーの都合で納品できないことが分かったから、今年度は見送った。年度当初にディーラーというのは特定されていたのか。

そのメーカーが納品できないのであれば、ほかのメーカーから納品すればいいのではないかなと、まだ入札もしていない段階でしょうから、なぜそこで今年度は駄目だと決定できたのか、素朴な疑問ですが、その御説明をお願いします。

それから、竜崎温泉について、先ほども出ていましたけれど、この補償金179万6,000円は、いつからいつまでの期間、年度末なのでしょうが、初期、最初がいつからで、その金額の内訳には下水道使用料も含まれているのかどうか、そこを補足していただきたいと思います。

51ページの道路橋りょう維持管理事業の工事請負費420万円減額となっていますけれど、これは今年度の現時点というか、補正予算を組んだ段階で、小規模なものも含めて維持補修をするところがないという判断で、この予算を落とされたのか。

要するに、たくさんそういう維持補修をすべきところはあると思うのですが、それであるならば予算を落とさずに、年度末までの工期でできるところはやるべきではないかと思いますが、その辺のことについて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 辻田農林水産課長。

○農林水産課長（辻田 建一君） 先ほどの田中議員の質問にお答えいたします。

地家室園地の講座の減少理由ということでございます。

当初は5回ということで予定をしておりましたが、講師とのお話し合い、また参加者等の状況等もございまして、協議した結果、当初の5回ではなく4回の講座の開設で目的が達成される。

また、参加者に内容等を聞きましても、4回でちょうど内容がよかったということでございましたので、1回減らして、4回での講座ということになったところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） スクールバスの購入にあたって、今回、教育委員会が指定した仕様につきましては、14人乗りのコミューターのディーゼル車ということで、予定価格の徴取を、先ほどお話ししました2社のディーラーをお願いしております。

そのうちの1社につきましては、先ほどお話をしたとおり、生産停止中の不具合がある中での見積書の提出はございましたが、希望納期の令和6年10月末までに納車できる保証はないとい

う話を同時に受けております。

もう1社につきましては、ディーゼル車の設定がないため、ガソリン車の見積りが出てきた関係もありまして、教育委員会が求める仕様に合致しておりませんので、当初は1社の見積りから予定価格を設定し、入札を執行する方法も取れたのですが、その後もディーラーへ連絡を定期的に行い、納入予定が不確かで、正式な操業再開のめどは立たないということで、今回の中止を決定しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 竜崎温泉の水道料の算定の仕方という御質問だったと思います。

この事象が発生しましたのが、令和6年12月19日に配電盤が停止したということになっております。制御盤が使用できなくなったから、水道水を使い出した、いわゆる温泉水ではなくて、水道水を新たに使い出したのが令和6年12月21日からになっています。

令和6年12月21日当初は、まだ源泉タンクに温泉水もありましたので、それに加水する形ですが、令和6年12月21日から水道水を利用しております。

その余分にかかった水道料金をこの中で見ておるということですが、過去3か年の同時期の1日の平均水道料を算出して、それからどれぐらいプラスになっているかという差額についてを今回補償として見ております。1日あたりの上水道代の補償代が262円、下水道代の補償代が154円という算定をしまして、現在まで請求額として確定している、令和6年12月21日から令和6年2月28日までの70日間分の水道料金の計算となっております。失礼しました。令和6年12月21日から令和7年2月28日です。失礼しました。

もう1点の道路橋りょう維持管理事業の補正ですが、緊急対応できるよう、若干工事費は残しております。今後、令和7年3月いっぱいまでの緊急対応が出た場合に、対応できる工事費は残したうえで、なおかつ入札減としてかなり出ておるので、その分は今回で減額補正をしているということになります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 地家室園地の講座ですが、4回で目的が達成されたから、今年度は4回でいいのだと、それは参加者がという話もありましたけれど、いつの時点で4回で終了しようと思ったのか。

要するに、予算があるのであれば、予算を消化しろという意味ではなくて、地家室園地は初年度でもありますし、もっとやるべきことがたくさんあったのではないのかと思うので、その辺の工夫というか、やるべきことはなかったのか。これで今年度は所期の目的を達成したとお考えな

のかどうなのか、いつこれを4回で終了でいいというのを決めたのか、そこもあわせて御答弁をお願いします。

竜崎温泉の下水道料金も含めてということですが、水道料金に対して、下水道料金のほうが随分安いと思ったが、これはそういう単価、計算でよろしいのでしょうか。

バスの関係ですが、2社の見積りを取って、納入ができないからというのは分かったのですが、そのバスに特定したのは、いつ誰がどういう理由で決められたのか、そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 辻田農林水産課長。

○農林水産課長（辻田 建一君） 田中議員の質問にお答えいたします。

地家室園地の講座につきましては、実質は令和6年度が初年度ということで、運営等につきましても地域おこし協力隊の方にもお願いして、初年度ということで、なかなか運営等は難しいところではございました。

講座につきましては、令和7年1月だったか、4回目で終了ということでさせていただきました。

所期の目的はということでございますが、なにぶん初年度ということでございまして、来年度につきましても当然、さらに上の目的の達成といいますか、重々今年度の講座の反省等も行いまして、十分な講座が予算どおりといいますか、そのような目的が達成できるように予算等も勘案しながら、今年度の反省を踏まえた講座の開設をしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） まず、今の御質問、地家室園地の講座について、私からも少し補足をしたいと思います。

地家室園地の建物の目的は、講座を開設することが目的ではなく、1つの利用の手段として当然考えておりまして、その講座が幾つ開かれたからという問題ではないと思っています。

実際に、先ほど辻田農林水産課長の話の中にもありました、地域おこし協力隊2名の方、それから地元有志団体の代表の方、それから農林水産課等が協議会的なものをつくって、今、一生懸命何をやっていき、どのように利活用していくのかという検討をはじめております。定期的開催をして、こういうことをやっていきたい、そういうことも踏まえてしっかりと利活用してまいりたいと思っております。

それから、もう1点の下水道の料金というのは、示されておりますのが、1立方メートルあたり上水道が262円、下水道料金が154円という単価になっておりますので、それに基づいた計算をしております。

○議長（荒川 政義君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） 教育委員会の管理するスクールバスにつきましては、全てに言えることですが、ディーゼルエンジンの使用としておりまして、その根拠につきましては、強いエンジンであるということと、スクールバスということ鑑みても、走行距離がかなり伸びるということ、燃料費の関係も踏まえまして、ランニングコストも考慮したうえで、このような仕様に決定をいたしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私からも何点かお伺いしたいところがございます。

1点目は28ページ、電子計算費のところで通信運搬費の減額がございました。当初予算が668万円でしたので、かなりの減額になっていると思うのですが、この自治体クラウドの利用体制の変更があったということで、どのような変更があったのか。また、新年度以降も、このぐらい軽い経費で使い続けることができるものなのかお伺いします。

50ページ、ふるさと館管理運営経費の工事請負費の皆減の理由が、下水道接続の延期ということでございましたが、この延期の理由を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時08分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

白鳥議員の質疑に答弁をお願いいたします。中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 白鳥議員の御質問にお答えをいたします。

28ページの電算システム管理事業費の役務費通信運搬費の644万円の減額でございますが、当初、周防大島町から直接、国のガバメントクラウドへ接続することを想定しておりましたけれども、そのガバメントクラウドへの接続使用料として、ドコモの専用回線を使う予定で644万円計上させていただいていたわけですが、現行のやまぐち自治体クラウドを経由して、7市町分を合わせてガバメントクラウドへ接続する方法へ変更することとなりました。

このため今年度分につきましては、この自治体システム標準化対応業務の委託料の中で対応できるという形になりましたので、この644万円が不用となったということでございます。

新年度のガバメントクラウド接続料につきましては、これはあくまでも見込みではございますが、月額が35万2,000円を見込んでおりまして、これにつきましては、新年度予算で自治体システム標準化対応業務の中に含める形で予算を計上させていただいております。

なお、当初予算で668万3,000円とおっしゃいましたけれども、内訳としましては、今

御説明をさせていただいたガバメントクラウドの接続回線の使用料等で644万円、それから、浮島小学校の財務会計をADSL回線でつないでおるのですが、このADSL回線の使用料が6万6,000円、山口県情報セキュリティクラウドの接続の回線使用料、これが16万7,000円ほど予算措置をしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 白鳥議員の2点目の御質問の、ふるさと館の下水道接続が皆減になっているという御質問についてですが、補足説明の中にもあったとおり、下水道事業の進捗の遅れ、いわゆる県代行工事、県が行う本管の工事が遅れたために必然的に後ろ倒しになっているのが理由でございますが、付け加えて申し上げますと、仮に下水道接続の工事が遅れていなくても、落としたと考えております。といいますのが、新たな周防大島町の観光案内所を建てるめどが大体できていまして、来年度の当初予算で基本設計をする予算を計上しています。

そういうことから、今後のふるさと館の利用をどうするかということも検討をしていかなければならない。建物としても古いので、今後どのようにしていくかということを、しっかりと決めていかなければならないので、後ろ倒しになったとはいえ、来年度当初予算に下水道接続の工事費は計上しておりません。本年度補正で落としたのは、一応そういった理由から減額、皆減の補正予算を組んだところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） 44ページの承継者支援事業について、お尋ねします。農業、漁業、商工業の中の農業について、お尋ねさせていただきます。

生産者も収穫量も激減して、今、産地の存続が危ぶまれているときですが、ほかから来るよりも、後継ぎというのはすごく効率がいいわけです。これを後押ししてあげるということで、この承継者支援事業というのは非常にいいのですが、今年度の実績というのを、まずお教えいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 辻田農林水産課長。

○農林水産課長（辻田 建一君） 岡崎議員の質問にお答えいたします。

今年度は残念ながら1件の申込みということでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（5番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。1件、非常に心もとないというか、少ないというイメージなのですが、農業に関しては、ミカン代金を、例えば営農貯金に入れたり、特殊です。土地があったり、その土地を何分割するのかとか、いろいろあって、いろんな方に聞いてみると、やはりこの承継者支援事業というのは、今の段階では受けにくいのではないかと思います。

ております。

例えば、一部圃場を残した状態で、ほかのところを承継、後継ぎとして引き受けることができるのかとか、兄弟がいらっしゃってどのように分けるとか、ちょっと細かいところのケアも今後、必要になってくるのではないかと思います。これはぜひまた、条件なんかもしっかりと考えていただければと思っております。ぜひよろしく願いいたします。何かありましたらよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） 岡崎議員の御指摘のとおり、事業承継者支援というのは、農業、漁業、それから商工業に対して今設けております。

商工業に関しては、事業が承継されたということが、例えば法人であれば、登記簿上、名称が変わっているということではっきり分かるのですが、今御指摘のとおり、農業というのが非常に難しい、いろいろなケースが出てくるというのがあります。ただ、根本姿勢は崩すことなく、明らかに耕作者が変わった。要は、それが子供であろうと兄弟であろうと第三者であろうと構わないわけです。1つの農地の耕作者が違う方に変わった。これは、そこの畑を継いで耕作していただけなので、立派な事業承継だと思っております。

ただ、今言ったようなレアなケースという言い方は——いろいろなケース・バイ・ケースが出てくると思うので、その本質を崩さない中で、そういったものにどう対応していくかというのは、今後も煮詰めていく必要があると思っております。ぜひ御協力をいただければと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 1問だけ。予算書の57ページ、スクールバスラッピング業務に関しまして、当初予算に99万円組まれておりまして、ここで補正減額8万8,000円、12万2,000円の予算執行だったのですが、この補正減額された理由を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） 御質問のスクールバスラッピング業務の執行に関しまして、当初は教育委員会の所管する一般混乗便の3台のスクールバスにラッピングをする予算計上をしておったところですが、全庁的に進めている地域公共交通計画推進会議におきまして、今後、全ての車両について同じ内容のラッピングを進める計画があるということで、その統一性を図るため、先行して教育委員会所管のスクールバスだけを行うことを延期するという理由で、執行額が12万2,000円というのも、ラッピングからマグネットシールに内容を変更したための支出額となっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（９番 新田 健介君） ありがとうございます。延期するとおっしゃったのですか。そこを確認ですが、延期するのであれば、次の当初予算にかかるところですが、次年度は、この予算は計上がなくて、そこを延期するのか、はたまたもうやらないのか、そこをもう１度お答えください。

○議長（荒川 政義君） 小泉教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（小泉 周三君） 先ほど申しました教育委員会独自の今年度におけるスクールバスラッピング業務につきましては、中止並びに延期という形になるのですが、この後の地域公共交通関係を絡めた全庁的なラッピングに関する計画というのが、令和７年度におきましては、まだ未確定な状態ということで、令和７年度につきましては、教育委員会に関しましても、ほかの予算に関しましても、予算計上はないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第１０．議案第９号

日程第１１．議案第１０号

日程第１２．議案第１１号

日程第１３．議案第１２号

○議長（荒川 政義君） 日程第１０、議案第９号令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）から、日程第１３、議案第１２号令和６年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第３号）までの４議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） それでは、議案第９号から議案第１１号の補足説明をいたします。

議案第９号令和６年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、普通交付金、特別交付金、国民健康保険基金利子の増額によるものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者分の保険給付費、国民健康保険基金積立金、病院事業特別会計繰出金の増額、特定健康診査等事業費、保健事業総務経費の減額によるものでございます。

それでは補正予算つづりの６３ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,141万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,612万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

71ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、一般被保険者にかかる療養給付費等の所要見込額の増に伴い、普通交付金を2,996万2,000円、国保診療施設設備整備分の交付申請額の確定により、特別交付金を1,116万9,000円増額するものでございます。

4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、国民健康保険基金利子の増額でございます。

72ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、1月分までの給付実績に基づく年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、1,800万円増額、2目一般被保険者療養費は、所要額の不足が見込まれるため、270万円増額、2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、年間医療費の推計から所要額の不足が見込まれるため、900万円を増額、2目一般被保険者高額介護合算療養費は、所要額の不足が見込まれるため、26万2,000円増額するものでございます。

73ページをお願いいたします。

5項葬祭諸費1目葬祭費は、年間の所要見込額の不足が見込まれるため、40万円増額いたします。

4款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、受診見込者数等の減に伴い、253万3,000円を減額いたします。2項1目保健事業費は、受診見込者数等の減に伴い、61万円減額いたします。

74ページをお願いいたします。

5款基金積立金は、財源調整等のため、302万2,000円増額いたします。

6款諸支出金2項他会計繰出金1目病院事業特別会計繰出金は、特別交付金の申請額確定に伴い、1,116万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についての概要でございます。

続きまして、議案第10号令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、後期高齢者医療保険料、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

歳出につきましては、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

補正予算つづりの75ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,926万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,765万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

83ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、県後期高齢者医療広域連合の本算定後の決算見込みにより1,939万円を減額し、2目普通徴収保険料は、1,423万3,000円を増額するものでございます。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金は、決算見込みにより、県広域連合共通経費負担金216万9,000円、一般管理経費236万円、合計で452万9,000円を減額し、2目保険基盤安定繰入金は、県広域連合の決算見込みにより962万7,000円減額するものでございます。

5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金は、決算見込みにより4万9,000円増額するものでございます。

84ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、標準システムのクラウド移行に伴う設定変更の作業が不要となったため、236万円を減額するものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の事務等負担金216万9,000円、保険基盤安定負担金962万7,000円、後期高齢者医療保険料510万8,000円をそれぞれ減額し、合計で1,690万4,000円を減額するものでございます。

以上が、令和6年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）についての概要であります。

続きまして、議案第11号令和6年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明を行います。

補正予算つづり85ページをお願いいたします。

今回の補正は、実績見込みによる介護給付費の減額に伴う調整が主なものとなっております。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から1億1,481万2,000円を減額し、歳

入歳出予算の総額を34億1,739万6,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から387万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を711万9,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の97ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、介護給付費の実績見込みによる減額補正でございます。2項国庫補助金1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金は、事業実績の見込みにより減額補正いたします。3目保険者機能強化推進交付金は、国の交付決定により、135万8,000円を計上しております。4目介護保険保険者努力支援交付金は、国の交付決定により、334万9,000円を計上しております。

98ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、実績見込みにより減額補正いたします。

2項県補助金1目地域支援事業交付金は、実績見込みにより減額補正いたします。

99ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金及び5目その他一般会計繰入金は、実績見込みによる減額補正でございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の実績見込みにより減額補正いたします。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

100ページをお願いいたします。

1款総務費3項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会の実績見込みにより減額補正いたします。

2款保険給付費1項サービス諸費1目介護サービス等給付費は、実績見込みにより1億291万2,000円を減額補正いたします。

101ページをお願いいたします。

2目介護予防サービス等給付費は、実績見込みにより減額補正いたします。2項その他諸費1目審査支払手数料は、実績見込みにより減額補正いたします。

102ページをお願いいたします。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。2目高額介護予防サービス費は、財源内訳の修正でございます。4項高額医療合算介護サービス

等費 1 目高額医療合算介護サービス費及び 2 目高額医療合算介護予防サービス費は、実績見込みにより増額補正いたします。

103 ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費及び 2 目特定入所者介護予防サービス費は、実績見込みにより減額補正いたします。

3 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金は基金利子でございます。

104 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。2 目介護予防ケアマネジメント事業費は、会計年度任用職員の応募がなかったため減額補正いたします。

105 ページをお願いいたします。

2 項 1 目一般介護予防事業費は、財源内訳の修正でございます。3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費は、会計年度任用職員の応募がなかったため減額補正いたします。

2 目任意事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。3 目地域包括支援センター運営事業費は、公用車購入にかかる入札減により減額補正いたします。6 目生活支援体制整備事業は、委託料の減額により減額補正いたします。7 目認知症総合支援事業費は、実績見込みにより減額補正いたします。

続いて、介護サービス事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の 111 ページをお願いいたします。

1 款サービス収入 1 項介護給付費収入 1 目介護予防サービス計画費収入は、実績見込みにより減額補正いたします。

歳出について御説明いたします。

112 ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費 1 項 1 目介護予防支援事業費は、ケアプラン作成委託料の減などにより減額補正いたします。

以上が、令和 6 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についての概要でございます。

以上で、議案第 9 号から第 11 号までの補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 議案第 12 号令和 6 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 3 号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの１１３ページをお願いいたします。

今回の補正は、第１条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から４３５万円を減額し、予算の総額を１億１，３１６万５，０００円とするとともに、第２条において地方債の補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

１２３ページをお願いいたします。

歳入につきまして、２款国庫支出金１項国庫補助金１目航路補助金は、前島航路の船舶くか及び情島航路の船舶せと丸の主機関換装等工事が、地域公共交通確保維持改善事業補助金の交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業の補助対象となり、補助金が確定したための計上でございます。

３款県支出金１項県補助金１目航路補助金は、山口県離島航路補助金額の確定に伴う補正でございます。

４款繰入金１項他会計繰入金につきましては、一般会計繰入金を３６４万３，０００円増額し、財源調整を行っております。

６款１項町債は、前島航路の船舶くか及び情島航路の船舶せと丸の主機関換装等工事に伴う事業費と、地域公共交通確保維持改善事業補助金の確定に伴い、交通事業債及び過疎対策事業債を減額調整させていただくものでございます。

次に、歳出でございます。

１２５ページ、１款事業費１項事務費１目総務費、総務一般経費の公課費につきましては、消費税及び地方消費税の納付額の確定に伴う減額となっております。

１款２項事業費１目前島航路運航費、２目情島航路運航費及び３目浮島航路運航費につきましては、実績及び実績見込みによる燃料費及び工事費等の減額となっております。

１２６ページ、２款１項公債費２目利子につきましては、償還利息の実績見込みによる減額となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、１１７ページにお戻りいただきたいと思います。

地方債の補正につきましては、前島航路の船舶くか及び情島航路の船舶せと丸の主機関換装等工事にかかる財源として、交通事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を行うものでございます。

以上が、令和６年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第３号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 73ページの項目についてお伺いしたいと思います。

保健事業費の特定健康診査等事業費の御説明の中で、特定健康診査の受診見込者数の減少により減額という御説明があったかと思います。説明の欄にありますどの項目の経費が減額されるのかを見たところ、保健指導業務のみの減額となっております。受診見込者数の減少ということであれば、健診料などの減額も発生すると想像したところですが、それについて、なぜ保健指導業務委託料のみの減額なのか、御説明の補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 白鳥議員の御質問ですが、そのとおりだと思います。健診も、指導が減るなら健診も減るというものですが、健診は、受診者はそれなりにいたのだけれども、指導は結局、健診を受けた方の中からある程度、こちらから指導しようと思っても、それを受け入れてくださる方がいない場合は、そこまで予算が必要でなくなったというのが、今回のケースでございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御説明ありがとうございます。

今の補足説明を伺いますと、当初は受診見込数の減少による減額という御説明でしたけれども、保健指導業務のみ業務量が想定ほど見込めないための減額と受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村健康福祉部長。

○健康福祉部長（中村 晴彦君） 最初、私の言いました補足説明が、行き届いていなかったと思います。そのように御理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） １点だけ。歳入で交通ＤＸ・ＧＸ経営改善支援事業の補助金が確定したということですが、この主機関換装等工事のためにあてられたという御説明だったと思うのですが、そこがよく分からないのと、この事業の、このメニューの何にあたって、この事業が採択されたのかというところを、簡単に結構なので教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の中の交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業でございしますが、これは、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）、それからＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）等による利便性の向上や人材確保に資する取組及び訪日外国人旅行者が公共交通機関でストレスフリーに旅行できる環境を整備するための経費を補助する事業となっております。

この中で、訪日外国人向けの受入れ環境が十分に整っている航路であることという応募要件がございます。この応募要件に該当するということで応募させていただいております。外国人の受入れ環境が十分に整っている航路であるという要件でございますので、この主機関の換装工事等が終了した時点で、各航路における時刻表、運賃表、それから船内での注意事項等につきまして、英語表記で掲示をするようにいたしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） いや、その主機関換装等工事というのが分からないのですが、その主機関換装等工事がどういうものなのかというのと、それが今のこの外国人訪日客に対する環境整備にどのように貢献し、それが改善されるのか。主機関と、今、説明された訪日外国人向けの表示とは、ちょっと結びつかないのですけれど、そこを説明していただけますか。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 田中議員の御質問ですが、主機関換装等工事というのは、エンジンの据替工事のことでございます。せと丸とくかの船舶のエンジンの据替工事を行ったものでございます。

それでこのＤＸ・ＧＸ経営改善支援事業の応募要件の中に、その訪日外国人の受入れ環境が十分に整っている航路に該当すれば、主機関の換装工事も該当するということになっておりましたので、この事業に応募をさせていただいて補助金をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第9号令和6年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）から、議案第12号令和6年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第3号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第14．議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第13号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。藤本上下水道部長。

○上下水道部長（藤本 倫夫君） 議案第13号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出額に2万円を追加し、10億8,094万7,000円とするものです。これは次の第3条の予算第9条に定めた経費である職員給与費につきまして、2万円を増額するものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

給与費明細書にありますように、扶養手当につきまして、新たに手当が発生したことに伴いまして補正をするものでございます。

以上が、議案第13号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第15．議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第14号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第14号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をいたします。

この予算は、特別交付税の確定、電気料高騰対策繰入金、基金の取り崩し、その他事業費の確定により補正するものです。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、（9）主要な建設改良事業について、病院改築工事については、東和病院東棟病室改修工事の中止、入札による事業費減少等により4,090万9,000円の減額補正し3,751万円、医療機械器具及び備品購入については、入札による事業費減少等により823万5,000円減額補正し、2億2,165万円としております。

2ページをご覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、特別交付税の確定、医療機関の電気料高騰等に対する一般会計からの繰入金などによる他会計補助金の増加、食材料費高騰対策等による補助金収入の増加、過年度奨学金返納等による特別利益により、収入合計で660万5,000円増額補正し、44億870万5,000円としております。

3ページをお開きください。

支出につきましては、未収金回収見込みによる貸倒引当金繰入額の増加、国債の売却に伴う売却損計上等による特別損失等により、支出合計で2億8,565万円増額補正し、51億8,708万4,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は建設改良費の事業費減少に伴う企業債の減額、機械備品整備に対する国民健康保険保険給付費等交付金の交付額確定、未利用医師住宅の売却、基金の取り崩しなどにより、4ページをご覧ください。合計で11億9,623万8,000円増額補正し、14億6,948万8,000円としております。

資本的支出につきましては、東和病院の東棟病室改修工事の中止、入札による建設改良費の減少等により、合計で4,914万4,000円減額補正し、9億9,068万8,000円としております。

5ページをご覧ください。

第5条の企業債につきましては、建設改良費の事業費減少により5,560万円減額補正し、合計で2億830万円としております。

第6条の他会計からの補助金につきましては、特別交付税の確定、電気料高騰対策繰入金、国民健康保険保険給付費等交付金の確定等により、合計で1,337万8,000円を増額補正し、

12億8,127万7,000円としております。

附属資料としまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第14号令和6年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御意見賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第14号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 特別損失等それぞれの合計で、2億8,565万円ありますけれど、先ほどの国債の売却損ということだと思うが、これ全額、国債の売却損ということなのか、何か別のものが、内訳があるのであれば内訳の説明をしていただくのと、その売却損というのは、もう避けて通れなかったものなのかどうか、そこを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 今の田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず特別損失についてでございますけれども、全て先ほどの国債ではございません。大まかな内訳として、いわゆる令和6年度以前の損益の修正分が15万7,000円と固定資産売却、いわゆる医師住宅を今回売却したのですが、その売却損が602万2,000円、国債に関する売却損が2億7,948万円、合計で2億8,565万9,000円の特別損失になるということでございます。

また、今回、国債の売却を行ったのですが、この令和6年度において、この現金預金の残高では資金不足が見込まれるということが想定されましたので、いずれかの方法で資金を確保する必要があったということが現状でございます。

病院事業局で現金化できる資産は国債でございましたので、町長部局とも協議を行い、当面、資金確保のため今回国債を売却させていただいたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 医師住宅の売却というのは、具体的にどういう理由で売却されたのか。それと、今の国債の売却ですが、資金確保のために売却をした、その確保された資金は幾らということを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木村病院事業局総務課長。

○病院事業局総務課長（木村 稔典君） 先ほどの医師住宅についての御説明をさせていただきます。

今回、山口県から県道の改良工事に必要となる土地を所有する住民の代替地を必要としているという話で、確保が難航しているということから、我々が所有しております東和病院の医師住宅

が空いているということをお聞きになり病院事業局へ、この住民の移転先として売却できないかと、こういった打診がありまして売却をすることになったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 岬崎病院事業局財政課長。

○病院事業局財政課長（岬崎 真也君） 田中議員の御質問にお答えします。

国債の売却額につきましては、12億1,545万円となっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、次の本会議といたします。

日程第16．議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第15号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案つづり12ページにございます議案第15号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の制定につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の規定により、軽自動車税の種別割の徴収方法及び税率について、町税条例の特例を定めるため、制定するものでございます。

それでは、本条例の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第1条は、本条例の趣旨について定めております。

第2条はアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割の税率について定めております。

第3条は、徴収の方法の特例について定めたものであります。普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収することとなっており、第2項では、普通徴収の方法による場合の納税通知書の送付について定めております。

次に、第4条は、証紙徴収の方法による場合の手続について定めたものであります。

第5条は、町長への委任について定めております。

以上が、議案第15号の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第15号、質疑はございませんか。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 今回初めてということで、この条例ができるのが、アメリカ合衆国軍隊の構成員が所有するということで、初めて来られたということで、一人なのか一家族なのか、それとも何人か複数人来られるということになっているのか、既に来られたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 占部議員の質問にお答えいたします。

一人であるとか家族であるということではなく、令和7年度の軽自動車税の課税は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に本町に登録されている軽自動車等に対してかかるものであります。

このたび、この条例を制定するにあたりまして、本町を主たる定置場として軽自動車を登録され、その車両がアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する車両であったことから、町税条例の特例を定め対象車両について税率と徴収方法に対応するものであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） この金額は、既にその中に、もともと定められているものなのか、それとも周防大島町で決められるものなのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 今の税率のお話ですが、税率は、日米合同委員会における合意に基づいて、明確に規定をされておりますので、その税率で賦課をすることとなります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほども聞かれたかもしれませんが、令和6年度に、何件、何台登録があるのか。

○議長（荒川 政義君） 宮崎税務課長。

○税務課長（宮崎由紀子君） 田中議員の質問にお答えいたします。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までなので、3月31日は、まだ来ておりませんが、現在のところ1台の登録がございました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後 2 時 00 分休憩

.....

午後 2 時 13 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案 15 号について質疑が終了しましたので、議案第 15 号については、お手元に配付してある議案付託表のとおり、総務文教常任委員会へ審査を付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

----- . ----- . -----

日程第 17. 議案第 16 号

日程第 18. 議案第 17 号

日程第 19. 議案第 18 号

日程第 20. 議案第 19 号

日程第 21. 議案第 20 号

日程第 22. 議案第 21 号

日程第 23. 議案第 22 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 16 号周防大島町公告式条例等の一部改正についてから、日程第 23、議案第 22 号周防大島町公共下水道条例の一部改正についてまでの 7 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案つづり 16 ページにございます議案第 16 号周防大島町公告式条例等の一部改正について、議会の議決を求めることについて補足説明をいたします。

本議案は、令和 7 年 3 月 31 日をもって周防大島町和田出張所の業務を停止し、出張所を閉鎖するにあたり、周防大島町公告式条例等の一部改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて御説明させていただきます。

第1条は、周防大島町公告式条例の一部改正です。議案第16号資料、新旧対照表にございます条例中、第2条第3項第9号中の和田出張所を旧和田出張所に改めるものです。

なお、出張所閉鎖後も掲示場として利用するものであります。

第2条は、周防大島町総合支所及び出張所設置条例の一部改正です。新旧対照表にございます条例別表の和田出張所を削るものであります。

第3条は、周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正です。新旧対照表にございます条例別表（移動系）の表中和田出張所を旧和田出張所に、周防大島町大字1850番地4を周防大島町大字外入1850番地4に改めるものです。

なお、施行期日は、令和7年4月1日からとするものであります。

続きまして、19ページ、議案第17号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律に関し、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることにより、関係条例の条文を改めるものであります。

なお、この条例は、令和5年11月10日に公布された刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により、令和7年6月1日から施行することとしております。

続きまして、議案つづり27ページをお願いします。

議案第18号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、人事院及び山口県人事委員会により、令和6年の給与に関して報告・勧告された社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）についてに対応するため、関連する給与関係条例を一括して改正しようとするものです。

人事院の報告・勧告では、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定、職務や職責をより重視した俸給（給料）体系等の整備、能力・実績をより適切に反映した昇給・ボーナスの決定、採用や異動をめぐる様々なニーズへの適応などについて、給与制度をアップデートする必要があるとされており、国家公務員・山口県職員ともに、勧告どおり実施することとされたところです。

給与制度のアップデートのうち、若年層の採用等におけるより競争力のある給与水準の設定については、先の令和6年第4回定例会で御議決いただきました給与条例の一部改正により公布・施行したところではありますが、残りの職務や職責をより重視した俸給（給料）体系等の整備などを反映させようとするものです。

それでは、新旧対照表により、改正の要点を逐条に沿って御説明させていただきます。

第1条は、周防大島町一般職の職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」と言う。）の一部改正です。

職員給与条例第4条は、昇給の基準について規定しており、全ての級において、昇給の標準を4号給とするため、7級以上の特例表記を削除するものです。

職員給与条例第8条は、扶養手当について規定しており、配偶者にかかる手当（月額6,500円）を廃止し、子にかかる手当額を現行の月額1万円から1万3,000円に引き上げるものです。

第9条は、扶養親族にかかる届出義務についての規定でございますが、これを削除し、第8条第5項を規則委任の規定に改正し、届出方法等については規則で定めることとしています。

なお、扶養手当については、令和8年3月31日までの間、配偶者にかかる手当額を月額3,000円に、子にかかる手当額を月額1万1,500円とし、附則第4項に経過措置を設けることとしています。

職員給与条例第9条の2は、住居手当について規定しており、規定中の配偶者について、事実婚の状態にある配偶者も支給対象としようとするものです。

職員給与条例第10条は、通勤手当について規定しており、交通機関等利用者並びに交通機関等と自動車等を併用する者にかかる全額支給限度額についての規定を一つの条文にまとめるものです。

職員給与条例第10条の3は、単身赴任手当について規定しており、採用時からの支給を可能にするものです。

職員給与条例第16条の2は、管理職員特別勤務手当について規定しており、臨時または緊急の必要等により週休日等（土・日曜日、祝日、年末年始）に勤務した場合と週休日等以外の日に深夜勤務した場合の手当に関して定めていますが、新たに週休日等に勤務した場合の手当を1万2,000円以内とするとともに、深夜勤務の時間帯を現行の午前0時から午前5時としているものを午後10時から翌日午前5時に改めるものです。

職員給与条例第21条の4は、定年前再任用職員への適用を除外する手当について規定しておりますが、住居手当については支給可能にしようとするものです。

別表第1から別表第3につきましては、行政職、医療職及び技能職にかかる給料表をそれぞれ改正するもので、勧告にある職務や職責をより重視した給料体系等の整備に基づくもので、給料月額の最低水準を引き上げようとするものです。

別表第4につきましては、行政職の等級別基準職務表のうち、5級以上の標準的な職務を改めるもので、町立久美保育所の廃止に伴い、保育所長にかかる職務を削るとともに、副課長や統括総合支所長などの現状の役職等と整合を図ろうとするものです。

第2条は、周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正です。

第1条と同様に、船舶職にかかる給料表を改正しようとするものです。

なお、船舶職職員の各種手当については、一般職の職員に準ずることとしています。

附則第1項は、施行期日を令和7年4月1日と定めるものです。

附則第2項及び第3項は、給料表の改正に伴う号給の切り替え方法について定め、附則別表として各給料表の切替表も定めています。

附則第4項は、職員給与条例第8条の説明で申し上げました扶養手当の経過措置について規定しております。

附則第5項は、この一部改正条例の施行に関する経過措置を規則へ委任するものです。

以上が周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についての補足説明となります。

続きまして、議案つづり62ページをお願いします。

議案第19号周防大島町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、周防大島町B&G海洋センタープールの温水化に伴い、施設管理にかかるランニングコストが上昇することから、料金設定等の見直しをするため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正概要でございますが、プールの使用料において、時間単位から1回あたりの料金設定に変更すること及び回数券と競技者等の専用利用にかかる料金設定をするものでございます。

また、あわせて、表現を統一するため、表中の付記を備考に改めるものでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

別表中2 プール使用料の全てを改正し、現行の時間帯あたり中学生以下50円、高校生・一般110円であったものをそれぞれ1回あたり中学生以下200円、高校生・一般400円に変更するものと、新たに11枚回数券、中学生以下2,000円、高校生・一般4,000円及び専用利用1コースあたり1時間1,000円、幼児用プール1時間1,000円の項目を追加しようとするものでございます。

このことから、付記第1号及び第3号にありました超過時間に伴う追加料金の端数処理や団体割引の規定を削除しております。

また、第2号につきましては、他の文教施設と表現を統一するよう、改正するものであります。

あわせて、別表中3 舟艇使用料の付記を備考に表現を統一するよう改正するものであります。

なお、使用料表の下に備考を記載しておりますが、町外使用者は、基本使用料の2倍に相当する額としており、高校生一般であれば、1回あたり400円の2倍の800円となるものでござ

います。

続きまして、議案つづり 65 ページ、議案第 20 号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）により、栄養士法が改正されることに伴い、関係法令等も改正されたため、所定の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

第 16 条において、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、栄養士の配置等を求めている部分に管理栄養士を追加するものでございます。

以上が議案第 20 号の補足説明でございます。

続きまして、議案つづり 67 ページ、議案第 21 号周防大島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）により、栄養士法が改正されることに伴い、関係法令等も改正されたため、所定の規定の整備を行うものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

第 49 条において、国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、栄養士の配置を求めている部分に又は管理栄養士を追加するものでございます。

以上が議案第 21 号の補足説明でございます。

続きまして、議案つづり 69 ページ、議案第 22 号周防大島町公共下水道条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

本議案は、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の改正に伴い、本町公共下水道条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例の改正案の概要につきまして御説明いたします。

新旧対照表をお願いします。

第 9 条第 1 号中の下水道法施行令の略称規定を削除し、同条第 10 号中の大腸菌群数を大腸菌数に改め、第 23 条第 1 項の引用条項を修正するものです。

大腸菌数につきましては、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条第 1 項第 2 号において、公共下水道の放流水の水質の検査項目の 1 つである大腸菌群数が大腸菌数に改められたことに伴い、関連する水質適合のための除外施設の設置を規定した本町公共下水道条例の一部

を改正しようとするものです。

なお、本条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。

以上で、議案第16号から議案第22号の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第16号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、掲示場の掲示板の管理というのは誰がするのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 田中東和総合支所長。

○東和総合支所長（田中 政彦君） 田中議員の御質問に対しまして、旧和田出張所の掲示場につきましては、東和総合支所で掲示させていただくようにします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 東和総合支所からそこまで毎回通われるということなのか。ほかに何か方法はないのか。和田郵便局に機能は移転というか、委任されるわけですから、そういった掲示場の更新の仕事というのも含める、そういうことが制度上できないというのなのだろうが、できないならできないで、なぜできないのかというところを御説明いただけますか。

効率的に言えば、和田郵便局の方に更新をしてもらうのが一番効率的であり、あえてもっと言えば、旧出張所に掲示場が今あるのですが、地域の方の利便性というか、効果、効率性を言えば、和田郵便局に機能が移転するのなら、和田郵便局に設けたほうがいいのではないかと、効率的じゃないかと思うのですが、その辺の疑問を解いていただけますか。

○議長（荒川 政義君） 田中東和総合支所長。

○東和総合支所長（田中 政彦君） 田中議員の御質問ですが、やはり和田郵便局に掲示ができるのが一番よろしいと思いますが、掲示機能そのものを整備するのにまた経費もかかりますし、今、旧和田出張所の掲示につきましては、白木出張所と油田出張所へ公金を月曜と木曜日に集金に東和総合支所の職員が行っております。その際に掲示する予定として、町民の皆様に掲示を見ていただくようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、そうすると、週に2回ということは、公告が、タイムラグができる、遅れるわけですね。それはちょっとやはりまずいんじゃないんでしょうか。行政運

営としてですね。

今、掲示場を設置するのに経費がかかるって言われましたけれど、じゃあどれぐらいかかるから今はできない、将来的にそこは検討の余地があるのかどうか、その点を御答弁いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 田中東和総合支所長。

○東和総合支所長（田中 政彦君） 失礼します。和田郵便局への掲示場の経費につきましては、一度和田郵便局にその掲示する場所等があるかどうかと協議に行ったんですけども、そこにつきましては、ちょっとなかなかスペースと経費につきましても、今ある旧和田出張所の掲示場を利用するほうが経費削減になるということで、ちょっと和田郵便局に置く、掲示できるかどうかについては、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 松村統括総合支所長。

○統括総合支所長（松村 浩君） 田中議員の質問ですが、掲示場の管理は、東和総合支所で行ってまいりますが、運営につきましては、今後いい方向で検討させていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 給与制度のアップデートということだったのですが、会計年度任用職員の処遇改善というのは、これには入っていないように思うのですが、その辺はどのようにお考えなのか。

非常に職員の数も増えてきていますし、一般職の処遇改善、アップデート、給与制度の改善をするというのであれば、やはり一般職だけでなく、会計年度任用職員の処遇改善もやはり抜きにしては語れないと思われませんが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の処遇に関しましても、ほとんどの条項が職員、一般職と準ずるということになっております。会計年度任用職員の規定につきましては、条例というよりも、規則や要綱等で整備をされておりますので、そちらで対応するということになりますけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、一般職に準ずるという制度になっております。

ただし、現行一般職にあつて会計年度任用職員にないというような制度も若干ありますので、その辺は近隣市町の動向、国の動向等も踏まえながら、本町に即したものに改正をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） もう１回確認ですが、一般職に準ずるということで、現実問題として、会計年度任用職員の処遇は改善されるのでしょうか。給与面で、幾らかでも改善されるのであれば、何％ぐらい改善されるのか。ほかにも何か勤務環境、労働環境で改善される部分があるのかもしれませんが、その辺をちょっと具体的に御答弁をいただけますか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から質問がございました。具体的な数字というのは、今、手元に持ち合わせておりませんが、基本的に一般職職員の給料表が会計年度任用職員の方々にも適用されて、そこから時給であったり日給であったりというものを割り戻して支給するようにしておりますので、給与面で言えば、職員の給与表が改正されたことによって、会計年度任用職員の給料もそれに準じて上がる格好になろうかと思えます。

また、各種手当制度につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には職員に準じておりますが、一部職員にあつて会計年度任用職員にないというものもございますので、そこら辺については、国からの指導それから近隣市町の情勢、県の情勢なども勘案しながら、本町に適したものに今後改正をしていかなければならないという認識でおります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第１９号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） 真夏でも入水をためらうほど低かった水温から、今回の温水化によりまして、水中運動に適した水温となりまして機能強化もされるということで、使用料の改定はごくごく当然のことだと思います。

ただ、私が想像していた金額よりもかなり安かったというのが印象でございまして、また利用者目線から考えても、とてもリーズナブルな使用料ということだと思います。

また、近隣の温水プールと比較しましても、柳井市は７３０円、岩国は８００円、これらと比較しても、かなり安いという設定にはなっておりますが、まず大人が４００円で、子供が２００円という使用料設定ですが、この根拠について教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） このたびの利用料の算出根拠ということの御質問だと思いますが、まずその算出にあたっては他の自治体が定める使用料の算出の考え方、これを参考にさせていただきました。

予算ベースの人件費を含むランニングコスト、これを原価としまして、利用期間の延長や健康増進等にかかる新たな取り組みを行うことで、昨今の利用者数の約2倍の5,000人の利用ということを基に計算しました。

それで計算してみますと、1人あたりの使用料の額がおよそ2,000円という数字が出ました。この額が基本となる受益者負担となるわけですが、年齢等を問わず広く利用されるもの、それから民間での提供の程度を鑑みて、受益者負担の率を50%として、負担額を1,000円と考えました。

しかし、先ほど吉村議員も言われましたとおり、近隣施設の料金と比較した結果、1,000円では少し高額だったというところで、微調整を行って、一般料金を800円と設定したものでございます。

なお、町民の使用料については、幅広い方々へ活用していくことでこれまで以上に健康増進や競技力の向上等につながってほしいという思いから、他の文教施設と同様の取扱いの半額、一般料金では400円ということで全てを設定したというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） はい、よく分かりました。

それでは、少し細かい点について5点ほど質問があるのですが、1点目として、専用利用に関して1コースあたりの設定はあるのですが、これは6コースを貸切りという形になるかと思うのですが、この場合の使用料はどのような設定を考えておられるのか。

2点目として、柳井市のプールは安全面への配慮から、小学3年生以下の児童、幼児が利用する場合は保護者が同伴、水着を着た保護者が一緒に入ることが必要となっておりますけれども、本町では、このような規定を定めるのかどうなのかということ。

3点目として、同伴という形になるのですが、水着を着用していない方——中学生等と一緒に施設に入るわけです。その場合の使用料というか、入場料はどのように取り扱うのか。

4点目として、ソフトボールやバレーボールは、グラウンドとか体育館の利用料は、恐らく減免じゃないかと思うのですが、水泳のスポーツ少年団が利用する場合の減免の措置は考えているのか。

5点目として、この担当課の開催で、先日スポーツ推進計画策定委員会というものがございま

した。その中で、体の不自由な方がスポーツに関わる場面が少ないということが議題というか、話にあがりまして、確かにそのとおりであるということで、積極的に体の不自由な方もスポーツに関わっていただくということがとても大切だと思いますけれども、体の不自由な方がこのプールを使用する場合の減免であるとか割引であるとか、そういったことは考えてあるのか、この5点をお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山根社会教育課長。

○社会教育課長（山根 一夫君） 先ほど御質問がありました全面を占有する場合のケースですが、本プールはレーンが6レーンあります。その関係で、全レーンを占有する場合は6倍の料金をいただくように予定しております。

なお、幼児用のプールにつきましては、別途ございますので、こちらということであれば、1時間あたり1,000円という、料金設定をしている料金をいただくように考えております。

また、柳井市におきましては、小学3年生以下については、保護者の方が水着を着てプールに同伴するというお話がございました。当然、着替えられて入られる場合は、料金はいただくのですが、着替えずに、入水しないという状態で同伴をされる場合、いわゆる見守りだけという場合は、入場料につきましてはいただかない方向で、今のところは考えております。

また、スポーツ少年団の活動につきましては、減免で対応するように考えております。

また、体の不自由な方につきましては減免の関係ですが、こちらにつきましても減免をするということで、現在のところは考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 今の御答弁の中で、2番と3番の質問が一緒になっていたような御答弁だったのですが、まず2つ目の質問が、小学3年生以下の方が利用する場合は必ず保護者をつけないといけない。先ほど言い漏れたのですが、柳井市の場合は、保護者1人に対して小学3年生以下2人、例えば3人だったら保護者を2人つけないといけない、5人だったら3人という規定がある。

これは、もちろん安全面への配慮からですが、今、答弁がごっちゃになっていたのですけれども、本町の場合は、小学3年生以下の子供が入る場合に——逆に言うたら子供だけの入場を認めるのかというような形になるので、そこをどのように取り扱うのかというところの質問でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） やはり小さい子供については、小学3年生以下というところが目安になるかと思いますが、保護者の方に同伴、要するに見守りという意味でお願いをしていこうと

考えております。

要するに、監視は当然プール上できちんとするのですが、どうしてもたくさん入ると、特に目が行き届かないことがあってもいけませんので、まずは安全というのを最優先にして、そのことについてはお願いをしていこうと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 先ほど使用料金の質疑がありましたけれど、この御説明があったような料金の算定基準というか、算定根拠というか、それは書面としてまとめられているということではよろしいのかどうか。

現行の今の利用期間は、6月から10月までとなっていますけれども、現行の利用期間と、直近の利用者数、実績を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 算定根拠については、もろもろまとめまして、算定の資料を基に作成しております。

もう1点、直近利用者の話ですが、今シーズンは工事の関係で全面的に閉館しておったのですが、これまでの開館時間、令和5年度の6月下旬から9月上旬の約3か月、この利用者の実績は2,537人でございました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 算定基準というかその算定根拠、その資料で算定したということではなくて、その算定した何というか、積算書みたいな、例えば何年かたって、これを改正しなければいけないというときも来ると思うのですが、そのときにきちんとかいいう根拠で算定しましたというものが書面としてまとめられているのかどうかということをお聞きしたので、もう1回御答弁お願いします。

これまでは、利用期間に2,537人。それが温水化によって倍増すると見込んでおられるということなのでしょうが、このそもそもの利用期間の6月から10月までというのは、これはこれ以上伸ばしてもということなのか、どういう理由なのか。この6月から10月までに設定されているというのは、それ以上伸ばしても経営的に難しいとか、何かその辺の理由があるのだらうと思うが、そこを答弁してください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 算定する根拠の考え方なり、その検討した内容というもののについて、それからまたそれがどのような計算でされたのかというものは、まとめております。

他の自治体のものを参考にして、計算式等にあてはめて、要するに人件費、ランニングコストだとか、さっき申しましたように、年間の目標利用者人数だとか、受益者負担の割合だとかというところから、1人あたりの基礎額を算出しておりますので、そういったものはまとめております。

例えばですが、もう少し期間を延長できないだろうかという類いの質問だと思いますが、周防大島町B&G海洋センターのプールの建築自体が昭和58年か昭和59年だったか、結構経つ施設ですけども、当初屋根はビニールシート、要するにビニールハウスのような形の建物でございました。

その鉄骨等を生かして、たしか平成18年だったのですが、そのときに今の金属製の壁なり屋根をつけたということで現在に至っております。

建物の構造上、冬期の使用は困難だと考えております。よって、今、使用期間を少し暖かくなった春先の5月から秋口の10月までの、半年間の運用を考えたということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第20号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第21号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第22号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第16号周防大島町公告式条例等の一部改正についてから、議案第22号周防大島町公共下水道条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 4、議案第 2 3 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案つづり 7 1 ページ、議案第 2 3 号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について補足説明をいたします。

田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和 7 年 3 月 3 1 日限り山口県市町総合事務組合から脱退させ、また令和 7 年 4 月 1 日から非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に下関市を加え、公平委員会事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、交通災害共済事務を共同処理する団体に山口市を加えることに伴い、関係地方公共団体の協議を行いたいので、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第 2 3 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第 2 5、議案第 2 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 5、議案第 2 4 号辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案つづり 7 5 ページ、議案第 2 4 号辺地総合整備計画の策定について補足説明をいたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、浮島地域にかかる令和 7 年度から令和 1 1 年

なお、期間は、同じく令和7年4月1日から令和8年3月31日としております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第25号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第26号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第25号油宇集会施設の指定管理者の指定についてと議案第26号小泊集会施設の指定管理者の指定についての質疑を終了します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第28．議案第27号

日程第29．議案第28号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第27号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから、日程第29、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） それでは、議案つづり80ページ、議案第27号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定する和田苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。

国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し本施設において、総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うこと

により、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

続きまして、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について補足説明をいたします。

現在、周防大島町高齢者生活福祉センター設置条例に規定するしらとり苑につきましては、毎年度1年間を指定期間とし、平成18年9月より、社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会を指定管理者として協定書を締結し、管理運営をお願いしているところでございます。

この事業は、高齢等のため在宅生活に不安のある方に対し、自炊設備のある居室を提供し、生活援助員を配置して、利用者に対し相談・助言を行うものでございます。

国の定める要綱でも、指定通所介護事業所を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められるものを指定管理者とすることが規定されております。

このことから、長期間継続し本施設において、総合事業のデイサービス事業及び指定通所介護デイサービス事業を実施している社会福祉法人周防大島町社会福祉協議会が管理運営を行うことにより、今後も安定的・効果的な施設運営が期待できるものと判断し、引き続き非公募により指定管理者として1年間指定しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第27号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第28号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第27号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定についてから、議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの質疑を終了します。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、3月5日水曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（池永祐美子君） 御起立願います。一同、礼。

午後 3 時23分散会
